

参議院総務委員会会議録第十号

平成二十二年四月八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十日

辞任

佐藤 正久君

中山 恭子君

三月三十一日

辞任

行田 邦子君

四月五日

辞任

外山 斎君

四月六日

辞任

前川 清成君

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 泰介君

理事 加賀谷 健君

武内 則男君

林 久美子君

磯崎 陽輔君

世耕 弘成君

高嶋 良充君

土田 博和君

外山 斎君

友近 聡朗君

那谷屋正義君

長谷川憲正君

吉川 沙織君

木村 仁君

補欠選任 木村 仁君

小泉 昭男君

補欠選任 那谷屋正義君

前川 清成君

補欠選任 前川 清成君

斎君

補欠選任 斎君

末松 信介君

関口 昌一君

谷川 秀善君

二之湯 智君

溝手 顕正君

魚住裕一郎君

澤 雄二君

山下 芳生君

又市 征治君

國務大臣

國務大臣

原口 一博君

内閣府特命担当大臣(地域主権推進)

大塚 耕平君

内閣府副大臣

渡辺 周君

総務副大臣

津村 啓介君

内閣府大臣政務官

小川 淳也君

総務大臣政務官

塩見 政幸君

事務局側

常任委員会専門員

塩見 政幸君

本日の会議に付した案件
○地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
○国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出)
○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(佐藤泰介君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、佐藤正久君、中山恭子君及び行田邦子君が委員を辞任され、その補欠として木村仁

君、小泉昭男君及び那谷屋正義君が選任されました。

○委員長(佐藤泰介君) 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。原口國務大臣。

○國務大臣(原口一博君) おはようございます。地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。地域主権改革は、明治以降の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革であります。国と地方自治体の関係を国が地方に優越する上下の関係から根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていくかなければなりません。

本法案は、昨年十二月に閣議決定し国会に報告した地方分権改革推進計画に基づき、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項を調査審議等するための体制を整備することとし、内閣府設置法に規定する重要政策に関する会議として、

内閣府に地域主権戦略会議を設置することとしております。

第二に、地方分権改革推進委員会第三次勧告で示された義務付け・枠付けの見直しの三つの重点事項、すなわち、一、施設・公物設置管理の基準、二、協議、同意、許可・認可・承認、三、計画等の策定及びその手続のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第二次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関連法律の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に關し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

国と地方の協議の場に関する法律案につきましては、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。地域主権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図るため、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに地方公共団体の長及び議会の議長の全国連合組織の代表者が協議を行う国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象その他所要の事項を定める必要がおります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、協議の場は、国側は、内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣及び國務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村及び町村議会の議長のそれぞれの全国的連合組織の代表者で構成するこ

ととしております。また、内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができることとしております。

第二に、協議の場において協議の対象となる事項は、国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項及び経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項で地方自治に影響を及ぼすと考えられるもののうち、重要なものとするとしております。

このほか、協議の場の招集、分科会の開催、協議の概要の国会への報告、協議の結果の尊重等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するため、所要の措置を講ずるものです。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、議会制度の充実に関する事項であります。

議会の議員定数の上限数に係る制限を廃止するとともに、議会の議決事件について、法定受託事務に係る事件についても、議会の議決すべきものとするが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができることとしております。

第二は、行政機関等の共同設置に関する事項であります。

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普

通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができることとしております。

第三は、全部事務組合等の廃止に関する事項であります。

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止することとしております。

第四は、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項であります。

市町村の基本構想に関する規定を削除するとともに、総務大臣又は都道府県知事への内部組織に関する条例の制定又は改廃の報告を要しないこと

算及び条例の制定又は改廃の報告を要しないこととしております。また、広域連合の広域計画の地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出並びに財産区の財産を処分する場合等の都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととしております。

第五は、直接請求に関する事項であります。

平成二十一年十一月十八日の最高裁判決を受け、直接請求の代表者の資格について、選挙人名簿に表示をされている者、選挙人名簿から抹消された者及び選挙管理委員会の委員又は職員である者を制限の対象とする規定を設けることとしております。また、直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした国又は地方公共団体の公務員等に対する罰則を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(佐藤素介君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加賀谷健君 おはようございます。加賀谷でございます。

初めに、先月の十日の本会議で私は代表質問に立たせていただきました。原口大臣から、地域主

権に取り組み強い決意を込めた御答弁をいただきました。本会議ではお礼を申し上げる場がございませんでしたので、この場を借りて御礼を申し上げます。

さて、議題となっております地域主権改革三法案については、鳩山総理そして原口大臣が常々申されている民主党政権のまさに一丁目一番地の地域主権を実現する大きな一歩であり、私も与党の一員としてその実現に力を合わせていきたい、こう思っているところでございます。

しかしながら、国民や自治体関係者の中にも、必ずしもその意義が十分に理解されていないため、逆に言えば、政府・与党は国民や自治体に対しその趣旨を理解をしていただくための努力がまだまだ必要ではないかと感じております。特に、この地域主権改革は政権が交代したからこそ実現する最大の成果の一つとなるはずであります。昨日の本会議では、武内議員の質問に対して大臣の崇高な理念と熱い思いを伺わせていただきました。

が、本日はこの委員会での質疑を通じて地域主権改革の意義と大臣の思いや理念をより国民に分かりやすく伝えていただければと思つて質問をさせていただきます。

まず、地域主権改革の定義についてお尋ねいたします。

一括法案の第一の柱は地域主権戦略会議の設置ですが、この設置のための内閣府設置法改正の中で、地域主権改革の定義について、「地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようになるとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組みことができるようとするための改革」とされております。地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようとする、あるいは地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組みことができるようにするというのは具体的にどのようなかを想定をされているのか、お伺いをさせていただきます。

○国務大臣(原口一博君) 加賀谷委員におかれましては、本当にこの地域主権改革のエンジンとなつて、そしてこれ百四十年ぶりの改革でございますから、これまでの中央集権に慣れて、その中から発想をしている方々にはなかなか分かりにくい、そのとおりだと思います。しかし、これは単なる分権の改革ではなくて、民主主義そのものの改革なんだと、自らが決定し自らが責任を持つということでございます。

そこで、お尋ねでございますが、地域主権改革の定義において、「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにする」とは、まさに憲法が定めている地方自治の原則、その中の補完性の原理や団体自治の充実を意味するものでございます。また、委員が御指摘の「地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組みができるようにする」とは、同じく憲法の地方自治の原則、住民自治の充実を意味するものでございます。

私たちは、地域のことは自分たちで決め、活気に満ちた地域社会をつくる。やはり、加賀谷委員、国づくりも地域づくりから始まると思つています。公共に対する信頼、これが厚い人たちは地域の良質な公共サービスを受けたその経験を持つ方々だと、こういうアンケートも出ております。国民各般の御協力と御理解を得ながら大きな変革を進めてまいりたいと思つていますので、御指導をよろしく願ひいたします。

○加賀谷健君 ありがとうございます。

今、大臣の答弁の中で大変強く、自分で決めて自分で自らが実行するという地方自治の理念を強く説明をいただきました。このことはまさにそのとおりなのでありますけれども、この状況というのは、更に進んでいくと、まさに地方議会というのは要らないという議論も出てきそうな気がしてならないんですけれども、常に住民が自ら決めるということになると、住民投票、そういうものが主体になっていく場合も多々ございますけれども、この辺の議会との在り方について大臣の思い

○国務大臣(原口一博君) 地方議会はまさに、地

方公共団体、その執行とともに車の両輪というふうにならなければならない。この地域主権改革が進めば、憲法第九十三条第一項の規定による、地方公共団体は、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置するとされている、この意義は更に深まるんだと私は考えています。また、同条第二項の規定により、地方公共団体の議会の議員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙することとされ、代表民主制を取っているところとされています。

地域主権を確立していくためには、住民の意見を地方自治体の運営にいかの確に反映させていくか、ここが勝負です。そのような観点から、自治体経営の住民参画の手法や議会の在り方などについて、総務省において開催している地方行政財政検討会議において幅広く議論を進めているところとさせていただきます。

憲法によって保障されている地方公共団体の議事機関としての議会を設置するというこの権能として責任は更に強化されるべきものだとおっしゃるに考えておいて、地方六団体の中でも自らこれからの地方議会の在り方について活発に御検討をいただいているところとさせていただきます。

国・地方協議の場でもその御提案をしっかりと受けて前進をさせていきたいと、このように考えております。

○加賀谷健君 私もまさにそのとおりだと思うんです。ともすると、常に住民の意見を聞けというふうなことになる場合が多いとさせていただきます。で、今おっしゃられたとおり、私もやっぱり議会の重要性というのをこれからも訴えていかなければならない、こんなふうには思っています。

とは申しながら、最近の人と人とのつながりというものが、地域によっては大変大事にしている地域もありますけれども、私が選挙区としていたような地域あるいは大都市では、どうもコミュニケーションというよりもプライバシーを大切にすというふうな考えから、公よりも個を大切に

するようにならざるを得ない。こういう人たちは地域主権改革とは積極的にならないのではないか。このような人を私は引き込んでいくのはまさに我々の仕事だとは思っていただいても、やはり国としても取組をしていく必要があるのではないかなと思っておりますけれども、大臣、これに対して何か思いがありましたら。

○国務大臣(原口一博君) 私は、今のようない中央にお金を集めてそれを地方に分配する、こういうことをやっているところなどにはひびきが出てくるというふうには思っています。その中でも、大都市もそれに無縁ではございません。むしろ、私どもは消防庁を所管していただいても、大都市の緊急消防、この状況の在り方を見ると、今だんだんだんだん、コールされて、それから実際に病院に搬送させていただくまでに時間が掛かっています。今四十六という数字さえあるわけなんです。

まさに、自らの地域を自らで決定する、この地域主権改革を進めないと、地方だけがこれは恩恵を受ける改革ではなくて、むしろ大都市の、まさに再配分でもって様々な不利益を得るといふこと、地域に住む方々にとっても大変な事だということに思っています。私は大都市に住んでいないので、ちょっと答弁をさせていただきたいと思っておりますが、まさに大都市問題あるいは地域の問題ということとを分け隔てなく考え、そしてその方々に御協力をいただくことが地域主権改革の成功のカギだということに考えております。

○加賀谷健君 ありがとうございます。今の話、私も中間的な大都市でございまして、国政選挙ですとやっぱり六十数%、国並みの投票率に上がっていくんですけども、地方の選挙、私も県議会議員をやっていた時代、あるいは同時に市議会議員の選挙が行われていたから四〇%を少し超えるぐらいの投票率にしか上がっていきな

い。どうも地域に目が向いていない住民に対して地域主権を語っていくというのは非常に難しいなという気がしているの、お伺いをさせていただきます。

きました。

また、今大臣が言うように、権限と財源を地方へ移管をしていくこと、まさにそのとおりでございます。しかし一方で、自治体に任せても大丈夫なのかという不安視する声が国民や政府内部にもあるし、また受ける自治体にもあるのではないかな、こんなふうには思っております。

例えば、最近の例ですけれども、どことは言わないですけど大体お分りになると思っていますけれども、首長が議会への出席を拒否している市があったり、今回市町村のたばこ税の課税適正化のきっかけとなった自治体によるたばこ小売業に対する奨励金の支出問題、こういうもの、首長や自治体の行動が必ずしも、やっていることが間違っていないかという点、言い難いケースも見られると思っております。

これは、全国的に見れば大多数の首長さんは厳しい財政難の中で必死に知恵を絞って住民のために頑張っているわけですから、こうした非常にまれなケースでありますけれども、大臣、地域主権という理念の上で、ある意味でこういう行き過ぎというのか、そういう部分についてどのように対応していったらと思っておりますのか、お伺いいたします。

○国務大臣(原口一博君) これは昨日、武内委員の本会議での御質問の中にもございましたけれども、まさに、加賀谷委員、責任の改革なんですね。地方自治は自動操縦でやれるものではない。つまり、自ら住民が選ばれたその首長なり議会の行動は即住民に返ってくる。これは民主主義の基本です。責任の改革をやるうとしておるわけでございます。やはりそのためにはまず何が必要かという、私は教育であるというふうには思っています。

二十歳過ぎから被選挙権や選挙権が来ますけれども、そこでいきなりどのような民主主義を打ち立てればいいのかと教育をされてもそれはなかなか難しいと思います。自らの地域は自らがはぐ

くむんだ、自らの国は自らが参画して良くするんだと、こういう気持ちこそ小さいころから教育によってしっかりととらえておくべきで、教育こそが今の委員に対する、御質問に対する解であるというふうには考えております。

○加賀谷健君 そのとおりだと思います。これは自治体のごときから自治体に任せて、住民がそれに納得をしていくということであればそれは問題のないことかもしれませんけれども、ややもすると前に述べたような行為が行われる可能性がある。この辺については我々もこれから意識をして取り組んでいかなければならないのではないかな、こんなふうには思っています。

次に、一括法案のうちの一つの柱であります義務付け・枠付けの見直しについてお尋ねをいたします。この義務付け廃止については、地方の要望の百四十四項目に対して、一括法に勧告どおりに盛り込まれているのが三十六項目と理解しております。また、先月三十一日に地域主権戦略会議に報告された自治体への権限移譲に関する各省庁の検討では、検討対象三百八十四項目に対し、勧告どおりに実施されるのは九十六項目と四分の一でございます。

マスコミなどは各省庁の政務三役が消極的と批判をしておりますが、このような批判、意見に対し大臣の考えをお伺いしたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 大臣への御質問であります。直接各省庁と議論をさせていただいている立場から一言お答えを申し上げます。

各省庁消極的という報道がなされているわけではあります。消極的というよりも、やはり各省庁のこれまで積み上げてきたいろいろな考え方を一番理解し得る立場に置かれてみると、いろいろな意見があるという状況になっているかとは思っています。

ただ、これまでそういうふうには各省庁が積み上げてきた考え方でこの国が正しい方向に行ってい

ばいいわけでありませんが、必ずしもそうでない状況の中で新しい政権が誕生したわけでありまして、今後、各省庁の政務三役はその考え方のどの点を改善あるいは修正していけばいいのかわかることをそれぞれの立場で最善の努力をされることと思ひます。

今後、更に議論を積み重ねて、まだ残された勸告の課題もありますので、しっかりとした成果を上げてまいりたいというふうに思っております。

○国務大臣(原口一博君) 事実について今大塚副大臣からお話をさせていただきましたが、分権委員会の第三次勧告のうち、地方要望分を中心とする第一次分の見直しを地方分権改革推進計画として閣議決定させていただきました。この計画では、地方要望分四十九項目のうち四十二項目、約九割について見直しを決定をしております。今回の一括法案はこれを盛り込んでいます。今回の一括法案はこれら盛り込んでいます。

各省がちよつと慎重だったところは、この委員会でも御議論がございましたが、補助金とセツトになっているところ、つまり一気に補助金をなくすことはできませんから、そういうものについて、権限あるいは義務付け・枠付けの移譲ということについて全体のセツトとしてやりたいということでございます。夏、夏の大綱に向けて、しっかりとその辺の工程を国民の皆さんあるいは地方の公共団体の皆さんにお見せをしたい、御納得いただけるようにしたいと、このように考えております。

○加賀谷健君 まさにそのとおりで、大塚副大臣のおっしゃるとおり、各省庁それなりにやってきた積み上げがあるということであれば、そのような簡単にはいかないのだということも私も十分理解をしております。仙谷大臣も、これは新聞報道ですけれども、そういう政務三役に対しては首にしたいのではないかとというような発言もされております。私は、やはりこの部分で解決をしないといけないと我々民主党が求めているこの分権というのは進んでいかないと、こんなふうにして思っておりますので、大変だと思ひます。

けれども、是非とも第三次勧告を含めたそういうものの実現に向けて努力をしていただきたい、こんなふうにして思ひます。

次に、これも広い意味での義務付け・枠付けな部分だと思いますけれども、私たちは、今民主党は特別会計を基本的に廃止する方向で見直しを進めております。そこで、総務省にかかわる交付税特別会計の中に交通安全対策特別交付金勘定というのが入っております。これは、交通反則金制度による反則納付金、いわゆる青切符を歳入として、各都道府県に交通安全事故あるいは人口等を勘案して交通安全対策特別交付金として配賦している制度と私は思っておりますけれども、大臣、この反則金の収入というのは、今大体、年間どのくらいになるのでしょうか。

○副大臣(渡辺周君) 大臣へのお尋ねでございますが、事実関係でございますので私の方から御説明させていただきます。

平成二十二年予算における交通安全対策特別交付金勘定の歳入は、前年度からの繰越金、剰余金受入れが六十億円であります。それで、交通反則者による納金、交通違反のまさに納めた罰金が七百六十三億円ありまして、前年度からの受入れ六十億円を合わせると、およそ、やや単位に一致しないところがありますが、歳入で八百二十四億円でございます。歳出が七百六十四億円でございます。あります交通安全対策特別交付金、七百五十億円でございまして、七億円の諸支出金といたしまして、それ以外のことに使われているということでございます。

○加賀谷健君 八百億を超える、前年度分というのは三月の末の分が入ってくるというふうにも聞いておりますけれども、大変大きな金額が動いておりまして、これが果たして特別会計という形で交付税特別会計の中で処理されているのかどうかというのとは私ども民主党が見直しの中でも過去言ってきた部分でございます。私は、これは全部地方で使っているということであるならば、地方交付税といいますが、の中に入れてしまおうということも一つの思いではないかと思ひます。いろいろな雑誌なんかによりまして、一つの交通利権という利権の集にも使われているというような報道もございまして、私はこの際、この部分については、交付税特別会計というよりも、そのまま交付税という形にしたい。一つの方法ではないかと思ひます。けれども、大臣のお考えがありましたらお聞かせください。

これは、御案内のとおり、私はまだ経験ありませんが、白バイ隊員等に運悪く捕まってしまうとして、そして切符切られるわけですが、大体地方の機動隊、県警に捕まるわけですが、地方の財源という意味で、大体地方の捕まったところでこの交付金という反則金が地方財源としてより性格を明確にする必要があるんじゃないかということと特別会計になって、地方公共団体に交付金という形で交付されているというように聞いております。それでこのような現状になったと。

ただ、先生の御指摘の、交付金の使途についてはもつと拡大していくべきじゃないかということでもあろうかと思ひます。まさに、これまではガードレールとか交通標識の整備から交通安全教育のようなソフト事業に移ってきておりますけれども、それだけに、警察庁や地方公共団体ともこれはいろいろ議論をしていく必要があるだろうというふうにも思ひます。もう少し幅広くできるのかどうか。

ただ、やっぱり交通安全という最も大事なことに使うということはこれは維持しなきゃいけないと思ひますし、その点で今後、抜本的な交通安全対策は第一義でございますが、安全、安心の郷里をつくるために、地域をつくるために関係省庁や地方公共団体とも十分議論をしていく必要があるだろうというふうにも思ひます。

○加賀谷健君 確かに、そういう形での交通安全施設の整備というのは大事であり、そういう使われ方しなければならぬのかと思ひますけれども、これはやはり地方行政の中で必要なものは行っていないかなければならないわけですから、そういう面をいうと、余りひもを付けてこれにしか使えないというふうな、どうも私どもの思いに、違ふのではないかなと思ひますので、是非とも検討していただきたいと思ひます。

今いろいろ御質問させていただきましたが、最初に触れましたとおり、個別法令の見直しは膨大な条項を抱える中での限界があると思ひますけれども、第三次勧告で盛り込まれている上書き権についても検討の価値があるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

これは条例による国の法令の上書きというのはできないわけでありまして、個別の条項を見直さずに補正できるようにしようという考え方は、憲法上の議論も大変必要でありますけれども、法制化を求める声が上がってきている。地方自治基本法に組み込むこともできるという専門家の意見もございまして、大臣、この部分についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(原口一博君) 今まさに委員がおっしゃったように、地方自治基本法という議論が出ています。多くの今審議会の中でも御議論が出ています。基本法はあり過ぎじゃないか、実質、憲法を補強するような基本法ってそんなにないんじゃないか、今回私たちが作ろうとしている、射程に入れようとしているものは、憲法の理念を更に補完をし、そして補強するものにすべきじゃないかという御議論が出ています。

条例制定権は法律の範囲内とされている、これを踏まえながらやはり慎重な検討が必要だと、これも第三次勧告の中身でございまして、私たちがこの憲法との関係について慎重に議論が必要ではないかと。文字どおり、その検討についても、やはり私たちは憲法の尊重擁護義務を負っておるわけでございます、その中でじゃどのような法体系全体の在り方が望ましいのか、その中でできるものなのか、それを慎重に議論していきたいと、こう考えておるところでございます。

○加賀谷健君 是非前向きな検討をお願いしたいと思えます。

直接この法には触れないのかもしれませんがけれども、行政の見える化ということで、大臣のよく使われる言葉ではないかと思えますので、この辺についてちょっとお話を伺いたいと思えます。

徹底した情報公開、行政の意思決定の透明化ということが見える化ではないかと思えます。大臣は、ビジョンの中でも電子行政による行政刷新を掲げられております。この見える化とも深く関係しているのではないかと思えますけれども、行政の見える化についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(原口一博君) 行政を可視化する、そして多くの方々に公正で公平でそして透明な行政としての高い信頼を国民に培っていく、これは極めて大事だというふうに考えています。

政府としては、電子政府の総合窓口、e-Govや各省のホームページを通じて、政策や統計など様々な行政情報を積極的に提供しています。

一方で、記者クラブの公開、つまり、だれにどのようなアクセスの自由があるかはアクセス権をオープンにしていけるか、それから総務省でももう既に政務三役会議の動画配信、記者会見のオープン化を実施をしております、なお、これは電子政府の中で、先ほど少しお話しになりましたHAT-KZシステム、補助金や天下りや官製談合、随意契約、そして特殊法人、特別会計、こういった

たものの不透明さを正していくためにも、あるいは公共調達等の公正性をしっかりと担保する上でも、電子政府にして、そしてだからでもどこから見てもオープンで瑕疵がない、このことが必要であると思っております、今総務省において積極的にこの電子政府化ということを推進しているところでございます。

以上です。

○加賀谷健君 まさに地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組みることができるようにすること、私、冒頭質問をさせていただきましてけれども、地域主権改革の理念を実現するためにも、住民が、法律、政令はもとより、通知、通達や、あるいはこれから作ろうとしている法律、制度についても自由に手軽に知ることができる、アクセスができるという見える化の推進が大切な要素と思っております。是非この辺での取組をひとつお願いをしたいわけでありませぬ。

総務省のホームページを見ていきますと、各省庁のホームページにはそれぞれの省庁のトップページに通知、通達というタグがあり、そこから簡単にそういうものへ入って調べていることができます。残念ながら総務省のホームページには通知、通達がタグが見付からない。見える化の推進を標榜する総務省としても是非この辺を公開していくべきではないかと思えますけれども、大臣、この辺についてはどう思えますか。

○国務大臣(原口一博君) 今総務省では、これまでの省令であるとかあるいは通達であるとかいうものを極力廃止しないと、そして政治主導によるものがないものについてはそれはしっかりと再検証しますよということを今現在やっております。

ただ、今委員がおっしゃるように、通知や通達、こういったものについても丁寧な公開をしないと、政策の決定プロセス、あるいはどういふものを例えれば地方にお願いをしているか、これまでは

まるで命令であるかのようにいろんなものが行っていたわけですが、それも新政権になって大幅に変わっておりますので、それを整理して、より丁寧な公開をしてまいりたいというふうに思っています。

○加賀谷健君 次に、国と地方の協議の場についてお尋ねをさせていただきます。

この法律は自治体側からの強い要望にこたえて作られたわけでありませぬけれども、そもそも地方の時代と言われて四十年前後たちながら、これまで国と地方の正式な協議の場がなかったこと自体、大変不思議だと思っております。協議の場は総務大臣が招集を求めるところでございますが、何となく国と地方の関係が対等ではないのではないかなという感じを受けなくもありません。

○副大臣(大塚耕平君) お尋ねの件でございますが、むしろ、国の側が招集を掛けないとこの協議の場を開けないという形でありませぬ。これは一方的関係になるわけでありませぬ。地方の側からこれは協議の場を開催してほしいということをお願いすることができるといふことで、むしろ対等な関係を確保しているものというふうに考えております。

○加賀谷健君 せっかくなので、是非そういう形でお互いに意見交換ができるようにしていただきたいと思えます。

今月の一日に神奈川の相模原市が全国で十九番目の政令市となったわけでありませぬけれども、政令市の人口はすべての市を合すると全国の人口の約二割になるように思えます。

けれども、それは任意で集まっているということになるわけでありませぬけれども、私は、やはり人口の二割を抱えている政令指定都市というのは大変いろんな面でも悩みを持っているし大きな影響を与える自治体ではないか、こんなふうにも思っていますので、政令市を別格にするということではございませぬけれども、こういう意見を聞く場はあるというふうには聞いておりますけれども、考えていく必要があるのではないかなと思えますけれども、この辺に対する思いをお聞かせください。

○副大臣(大塚耕平君) まず、今回の議員の構成でございますが、地方側は、これは地方自治法上、政府に対して意見の申出をすることが認められている連合組織の長という形で地方六団体を選出をさせていただきます。

御下問の政令指定都市の問題は、法制化に当たっての検討の中でも議論をされましたが、全国市長会の中で政令指定都市の意見なども反映していただけたという前提の下で、今回はあくまでそうした地方自治法上の一定の地位のある連合組織に限らせていただいたこととあります。

ただ、今後の課題として、政令指定都市あるいは中核市の問題などもございませぬので、そういうゾーンに属する地方自治体の問題をこの場で議題として議論することも可能でありますので、しっかりと検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○国務大臣(原口一博君) 若干補足させていただきますが、やはり地方六団体のそれぞれの自主的な思いあるいは市長会のお考えというものはこれはあるというふうには考えております、そこを尊重したいと思っておりますが、一方で、地域主権戦略会議の中には政令都市の代表であります、あるいは私たちはマニフェストで大都市問題、これに一定の解を得たいということをお約束をしておりますが、北九州市の北橋市長さんに参加をいただいで、積極的に御発言をいただいでいるところでございます。

○加賀谷健君 ありがとうございます。

臨時の議員に連合組織の指定で入れるというよ
うなこともこの中にはございますので、是非そ
ういう場面を使って政令市等の意見も聞いていた
けるようにしていただければと思っております。

地方との関係で、これは直接今回の問題には関
係はないかと思えますけれども、ヨーロッパ、
フランスなどでは兼職ということで地方の首長さ
んが国会議員になれるというような制度があり
かなり地方の意見が国会の中でも反映をされて
いるというふう聞いておりますけれども、これは
そんな簡単なことではないと思っております。いろ
んな制約条件はあるのは分かっておりますけれど
も、日本の実は参議院の改革の問題も今議論を
されている中でありますけれども、総務大臣とし
て、こういう形で地方の意見を国の中で現実に
経験をしていくことを伝えていくということは大
事じゃないかと私は思うんですけれども、この辺
についての考えがありましたらお聞かせください。

○副大臣(渡辺周君) これはもう国論を二分する
議論になるだろうというふうに思います。もち
ろん、御案内のとおり、国会議員はほかの職務
と兼務することはできませんけれども、地方の知
事や市長が国会議員を兼務することはできませ
んけれども、反面で、ただ、国と地方の協議の場
をこれから法制化をする、あるいは総務省に地方
行政の検討会議を今設置しまして、仙台の市長
さんや岩手県の知事に、達増知事にも来ていた
だいております。

そうした中で、これまで諮問委員のメンバーと
いうのは何となく御意見を恐る言うような場
だったのかもしれませんが、もう対等な立場で、
まさにその会議においては議員であるか、よう
に、首長の立場で、一議員であるかのような思
いで是非発言をさせていただいて、我々もイコ
ルパートナーとしてしっかり受け止めていくと、
そういう形で考えてまいりたいと思っております。

将来的に、例えば地方の知事の在り方をどう
するかということについては、これはなかなか
論、大きな議論を巻き起こすことだろうと思
います。

すけれども、私は、やっぱり地方自治と国の統
治という点に関して幅広く国民が議論する中
で、一つの研究テーマとしては大変幅広い議論
を行っていくことは大事なことではないかと思
うことは思いますが、ただ急に今すぐどうとい
うことはなかなか難しいんですが、ただ、いろ
んな協議の場を通じて、まさに首長さんたち
にはそういう思いを持って臨んでいただきたい
なふうに考えております。

○加賀谷健君 最後になりましたけれども、地方
自治法の一部改正についてお伺いをしたいと思
います。

この法案で、行政機関等の共同設置もできる
ようにするという点になっております。例えば、
議会事務局についても、その独立性と専門性を
高めることによって議会の条例作成や議会活
動そのものをより活性化する環境整備に役立
てることができるとは思いますが、私も経験か
ら思っている、期待をされているところでござ
いますけれども、ここで言う共同設置は、ほか
にも具体的にはいろいろなものがあるかと思
いますけれども、総務省としてこの部分で特
にイメージをされているところと、この部分
がございましたら、ちょっと教えてください。

○副大臣(渡辺周君) 一つには監査委員会、
監査のノウハウというものをまずやはりしつ
かりと各自治体でしていただくということで
共同設置がさると思っております。

また、議会事務局の共同設置も考えられる
と思っております。町村の議会の平均で、こ
の議会事務局の職員って大体平均どれぐら
いいるんだということ、総務省にちょっと調
べさせたら、町村の議会平均二・五人でご
ざいます。町村ですから、大体議員の数は
十二人前後、十四人から二十人ぐら
いかんと思っておりますけれども、二・五人
では、一人が何か例えば議員と打合せした
らもう一人しかいない。そうすると、ほかの
議会ではどうあるか、あるいはいろいろな
国の法案を含めて議案の研究をする時間など
ほとんどない。ロジ

に取られてしまうともう何もできないとい
うこと、例えば共同設置をすることによ
って議会の活性化に資する、あるいは職員、
議員の向上に資するものだろうというふう
に、貢献できるものというふうな期待をして
おります。

○加賀谷健君 今、渡辺副大臣の答弁で、私
もまた監査委員会もやらせていただいたこと
もありまして、なかなか独立性ということ
でいって、県レベルでも県の職員が監査
に行くと、そういうことを考えると、や
っぱり別な機関をつくって、監査とい
うものが独立して人事もできるような、あ
るいはまさに議会もそのとおりだと思
うんです。議会の独立性ということも今
もどかなくて、首長さんの辞令による人事
異動が行われているというのが現状でござ
いますので、その辺を含めて是非指導を
していただけて、より良いということ
ができるように御努力をいただければと、
こんなふうに思っております。

最後の最後ですけれども、まさに私は、
分権は地方の人材だと、こんなふう
に思います。大塚副大臣が過日の会
合の中で、国家公務員を採用するに
当たっては、地方で採用をして、そ
こで訓練をして国に何かの試験を通
して上げるべきではないかという
発言をされておりますけれども、ま
さに私もそういうふう感じてお
ります。

最後に、そこに関して大塚副大臣の
思いを聞かせていただけて、終わりに
したいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 個人的な
アイデアを申し上げる機会を
いただきましたありがとうございます。
先日、私が申し上げましたのは、
地域主権の推進や国と地方の
関係の改革が必要ではないか
という政府・与党内での
御質問を受けての私の
発言でございます。

新卒で仮にお入りになる場合には地方の自治
体には一度公務員として採用される、そして
十年ぐらい訓練を受け、そして実務を十分
に熟知した後に、中央で今度は働いてみた
と思われれる方々が一定の試験をクリア
して、しかもUターン禁止で中央官庁として
働かれる。しかも、各地域ごとに何人ずつ
を中央官庁としてお招きするかと、これを
シェア配分をしっかりと、そして最初の段
階での地方の公務員の採用を例えば地方の
学校をた方を採用するということになり
ますと、そもそも東京に大勢の学生が
集まって東京の人を中心に中央官庁を
構成するということが人員的にも
できなくなるので、日本全国にしっかりと
目配りのできる中央官庁になるのではない
かという個人的意見を申し述べさせて
いただきました。

○加賀谷健君 終わります。

○武内則男君 民主党・新緑風会・国民
新・日本の武内則男です。

先日は、大臣、本会議での御答弁、
本当にありがとうございます。

質問に入る前に、今、高知は「龍馬伝」
で少し県民も元気を取り戻しまして少し
潤いを持っております。昨日の本会議
では二之湯先輩議員と京都と高知での
本会議質問になりましたが、坂本龍馬
の方から、実は本会議では言いた
かったんですが、少し高知の言葉
が、いいですから、いいな
き、なかなか言う言わなかつた
んですが、今回の地域主権改革
関連二法案並びに地方自治法の
改正、是非頑張ってほしいという
ことで、頼むぞよという言葉を
生誕の地高知から是非大臣の方
に贈っておきたいと思
いますので、どうかよろしく
お願いをしたいと思います。

実は、この地域主権改革関連二法案及び
地方自治法の改正につきまして
は私も自身も大きな思い
入がございます。地方議
会にいて、二〇〇四年、
平成十六年の地財ショック
以降、本当に、私の出身自治
体が大変申し訳ないんです
が、高知市においては百八十億
の財源不足に陥って、そして
三位一体改革によって三年間
で百八十億の財源不足、

三位一体改革によって三年間
で百八十億の財源不足、

三位一体改革によって三年間
で百八十億の財源不足、

その後も三年間で百九十億の財源不足に陥つていくという、大変厳しい自治体の財政運営を強いられるという事態になりました。当時、地方議会で議員をしておりまして、後半三か月間の予算の執行停止とか様々な工夫をしながら、あるいは縁故債の借換えなんかやりながら何とか乗り切つていくという事態にもなりました。

ちょうど旧政権のときに成立をした法律であります。地方分権一括法、私も地域に於いて、高知市に於いて、この法案の成立を大変喜びました。そして、よく成立をさせていただいたと、この国が変わつていくんだなということをおの法律の成立をもつて実感すると同時に、地方自治体にいる職員や議会、行政や住民、それがこの地方分権改革の中で大きくやっぱり責任や在り方というものが問われていくんだらう、そうした国と地方が真の意味での協働というものができ上がつていく、そうした国家になっていくことを願つておりました。しかしながら、その思いは成熟することなく月日が流れてまいりました。今回、二〇〇七年の国政に挑戦する大きなきっかけとなつたのも、実はこの地域主権改革関連法案に示された趣旨であり基調理念である、そのことが私自身の国政への挑戦のきっかけとなりました。

そういう熱い思いを持ちながら、この国の形を変えていくその大きな第一歩だということ、これから様々なことが大臣を始め副大臣、政務官の周りで起こつていこうかというふうに思います。何としてでもこの法案、ひるむことなく、微動だにせず、堂々と進めていってほしい、正しいことは正しい、間違つていっていることは間違つていっていることを地方に対しても、首長さんらに対しても遠慮なく堂々と行っていただきたい。我々も地域でその役割の一翼を担つていきたいというふうに思つておりますので、その決意を申し上げながら、質問については絞らせていただいておりますので、大臣や副大臣、それぞれ思いも含めて御答弁をいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置についてお伺いをしたいというふうに思っています。

地方公共団体の議会の議員の定数について、いわゆる上限数というものを人口によって定めていた規定を撤廃するという内容なんです。私のつたない知識の中でも、いわゆる市町村合併の特例措置を除いては、この上限いっぱいを使つて自治体というものはほとんどないんだらうというふうに理解をしております。

今回の撤廃措置というものは、国と地方自治体、そして地方自治体と住民のそれぞれ相互の信頼関係がなければ、真にやっぱり成熟した関係が築けていくのは大変難しいんだらうというふうに思います。こうしたやっぱり相互の信頼関係というものを築いていく上でも、私自身は今回のこの定数に対する撤廃措置というものは評価をいたしておりますが、大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(原口一博君) 武内委員におかれましては、まさに土佐、龍馬の里の代表として、この地域主権改革を強力に進めてくださつております。私も、薩長土肥の一番最後の肥が私のところでございます。坂本龍馬も佐賀藩には随分来ていたんで、二之湯先輩には申し訳ないですけども、アームストロング砲を持って江戸に攻め上がったのも我が先祖でございます。そういう意味でも、今新たな百四十年ぶりの国の形を変える改革をやつていっている。その中心は何か。昨日、委員がお話しになりましたとおり、これは責任の改革なんです。そして、信頼の改革であるというふうに思っています。国民自らが自ら学び、そして自らを高め、そして民主主義を支える、この基本が外れたところにはどんな権限も財源も生きてきません。そここの改革をやるというふうに考えております。平成の龍馬であります武内先生におかれまして

は、今龍馬ばかりで自分のことを龍馬と言う人は随分いますけれども、私は、これは御本人にこういふところで言うのは非常にあれですけれども、武内さんこそ平成の龍馬であるというふうに思っております。

是非、その思いでも、今議員定数については、現在、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとされております。しかし、わざわざこんなことをする必要はあるのかと。先ほどおっしゃつたような信頼関係からいへば、また地方自治体は、私たちがこの国の様々な削減改革が十分だと云われらるぐらい、本当に絞れないようなぞうきんを絞り切るようなことをなさつていられる。そこにわざわざ国が法定上限を置く必要はない。そこはまさに今委員がおっしゃつたように信頼関係だと、まさにこれこそが民主主義の基本だということ、今回撤廃させていただいたところでございます。

以上でございます。

○武内則男君 ありがとうございます。大臣にそういうふうにおっしゃつたことに恥じないように、私自身も頑張つてまいりたいというふうに思っております。

実は、いきさつは別にしまして、実は高知市議会、今回、三月定例議会において、定数四十四をマイナス十削減の三十四という、合併によつて三十五を越す都市になりながら、定数三十四に、マイナス十という削減措置が議会で成立をいたしております。この議員の定数の削減というのは、幅広くそこに住む地域住民のニーズなりあるいは実態というものをしっかりとやっぱり酌み取つて、議会の場で議員が自らが、行政が出す、執行部の出す案件に加えて、福祉だとか町づくりだとか、いろんなことをやっぱり提案をしていくというのには非常に重要なことで、そういう民意が幅広く反映されなくなるのではないかと。定数問題というものは、そういう議論に対してもしっかりと今後の、三十四になつたとしても、やっぱり議会の活動としてきちつとそういう不安に対して扱

拭をしていく努力が逆に地方議会の議員にも求められていくんだらうというふうに思つております。そうした幾つかのプロセスを踏みながら、その地域にとつて本当に必要な議員定数というのは幾らなんだということが住民の側からもしっかりと提言をされていく時代が来るんだらうというふうに思つております。そういう時代を是非つくり上げていきたいというふうに思つております。

次に、行政機関についての共同設置について、先ほど加賀谷議員の方からも御指摘がございましたが、今回、議会事務局とか行政機関、長の内部組織、委員会又は委員の事務局、議会の事務を補助する職員等を挙げられております。まさに、高知県は合併がなかなか進まなくて小さな自治体たくさん残つておりますが、それはそれでその地域の皆さんが選択をしようとした小さな自治体同士が、しかしながら、そうした小さな自治体同士が広域連携というものを、自治体間の交流だとか連携というものを通じて、何かをやりたくてもできないという状況にあつたものをやっぱりこういう形で共同設置ができるというふうにしたということ、これは、広域連携が視野に入つていくだけではなく、逆に選択の自由というものも自治体に担保されていったんだらう、いくということがこの措置の中には含まれていんだらうというふうに思いますが、大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(原口一博君) まさに委員がおっしゃるように、自治体の選択の自由を広げるものだというふうに考えています。それぞれの自治体がワンセット主義で、すべて自らのところで自己完結をしなければいけない時代は終わりました。お互いに情報を共有し、協働し、そして共同設置を置くことによって広域連携など多様な選択肢の中から最も適した体制を自らを選択していただくことができるわけでございます。また、税務部門や監査部門や保健センターなどについては共同設置の仕組みを活用することにより専門性が向上される。私は、この間、総務省の三役会議で、自治体

サービスの標準化法、つまり電子政府化するとき、それぞれの自治体が共通化している部分を標準的なものを抜き出して、そしてそれを共同で開発する、あるいは、今は逆に言うと電子化にとっても様々なベンダーごとに規格が異なればそれを今度つなぎ合わせる時にまた多くの困難が伴いますけれども、中央政府でそういったところもしっかりと横ぐしを通してお手伝いできないか検討するようにということも申し上げましたが、それは中央政府が出張っていくという話ではなくて、まさに委員がおっしゃるように、マンパワーを集中させることによって選択肢の幅を広げる、公共サービスの質を高めるためでございます。

以上でございます。

○武内則男君 ありがとうございます。
以上二点、地方自治法の一部を改正する法律案についてお伺いをした上で、そこで、今回提案のありました地方自治法の改正案、地方自治法の抜本的見直しの第一弾として位置付けているというふうには私自身は理解をいたしておりますが、今後の地方自治法の抜本的な見直しについてどのような観点からこれを一つのスタートとして進めようとしておられるのか、その方向性について御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(原口一博君) これも委員がおっしゃるとおり、まず、この第一弾でございます。地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直し案を取りまとめる場として総務大臣をトップとした地方行政検討会議、これを開催しております。

そこで、地域主権を確立していくためには、地方自治体の運営に地域住民の意思がこれまで以上に反映されるように、地方自治の仕組みそのものについても地域の住民自らが考えて主体的に行動していく、その行動と選択、昨日委員がおっしゃった責任の変革をやるうとしていくわけでございます。

このような観点から、地方自治の憲法である地方自治法について、地方行政検討会議におい

て、自治体の基本構造の在り方、それから住民参加の在り方、財務会計制度、財政運営の見直し、自治体の自由度の拡大など、根本的に見直していく。そして、この会議において成案を得られた検討結果を地域主権戦略の工程表、原口プラン、昨年十二月に地方とのお話合いの中で出させていただきましたけれども、地方自治法改正案として取りまとめ、順次国会へ提出していく予定でございますので、是非お知恵とお力をいただきますようお願いを申し上げます。

○武内則男君 ありがとうございます。

少し懸念される事項について、二点ほどお伺いをしたいと思います。

〔委員長退席、理事加賀谷健君着席〕

昨日も本会議の中で二元代表制の件について触れさせていただきましたが、現在、阿久根市で起きているああいう事態が今後不幸にも起きることになってしまつと、これはやっぱり行政が停滞していく、そのツケはすべてそこに住民に降りかかってくるという大変不幸な事態になってまいります。こうした事態になるということに對して、大臣、今後、この事態にどう考えるのか、少し御見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(渡辺周君) 後に大臣からも御発言があるのかと思いますが、この点につきましては以前も別の委員会で答弁しておりますので、私の方からまず最初お答えをさせていただきます。

鹿児島県の阿久根市の問題については、個別に私もどうこうとかなかなか論評することはできません。しかし、新聞やテレビ等で報道されている中身については大変注意を払っているつもりではおります。

いずれにしても、市長さんも議会の方も、いずれも選挙という洗礼で民意を受けた住民の代表でありますので、これは当然、住民の民意をしっかりと代表の方々のことですので、それは我々としてどちらが正しいとか間違っているとかということとは当然言えないわけでございますが、しかし、行

政の停滞ということになったときには、いろいろと法律上、知事が勧告をすることができるとか、あるいは大臣は知事を通じて市町村に対して是正の要求をすることができるといふ仕組みはありますけれども、まず第一義的には、やはりそこは住民の民意を受けた方々同士で結論、決着を付けていただきたいなというところは当たり前だろうと思っております。その中で、様々な民意を問う方法等も規定をされているわけですから、その中で合法的に当然御判断をされるべきだろうというふうに思います。

ただ、やはりこれから地域主権改革を進めていけば、必ず様々な地域で民意と民意がぶつかり合うことが出てくる。そうしたときにどう解決していくか、これも地域主権の中でそこはやはり知恵を絞って判断をさせていただくしかもうないようになつてくるんではないかなというふうには私なからは思うわけでございます。

ただ、最終的に地域住民にも、どういう方を選択するかということもこれは住民の意識もまたこれから問われることになってまいります。来年は統一地方選挙がめぐる押しでございますけれども、まさにそういうことにならうかなというふうにも思っています。それは、国としても財源、権限を渡すけれども、地方においては責任と、やはり投票行動によつてどういう方を選ぶかという代議員制のまさにこれ質を今度問うことにも住民は神経を張り巡らせて選択をしていかなければならない、そういうふうなお互いに緊張関係と責任の重さが出てくるということになるんだらうというふうには考えております。

○国務大臣(原口一博君) もう渡辺副大臣が答弁したとおりでございますが、地方公共団体の違法な自治事務の処理が自主的に是正されない場合、地方自治法は是正の勧告及び是正の要求という手段を現行法でも用意しています。

私は、じゃ、その大臣としての務めをどの段階で、そしてどのような基準を持ってやるべきかというところをその選出の国会議員、これと野党おら

れますのでお話をしています。あるいは、様々な方からいろんな御意見を、特定の市というわけではなくてお話を今聞いておりますが、極めてそこは慎重であるべきであらうというふうには思っております。

ただ、地域主権型社会において地方の判断と責任が尊重されるべきですけれども、現行制度が用意する手段でもな違法状態が是正されない、こういう場合に最終的にどのような適法性を確保するかという観点は極めて重要でございます。逆に責任が重くなればなるほど、私たち中央政府で地方自治を様々なところでサポートしている、このつかさにある者が何をすべきかということも極めて大事だと思っております。今政務三役でそれを、基準というか、乗り出す、あるいは様々な適法性を担保する措置について更に強化することがあるのかないのか、そのことも含めて議論をしているところでございます。

○武内則男君 おっしゃるとおりだというふうに思います。

私自身も、基本的には大原則は地方自治体の中で御判断される、地域で御判断されることだというふうな思っています。ですから、あえて現行の法律の下で、いわゆる国家として、国としてやっぱりでき得る対応というものを常にいろいろなシミュレーションを是非検討しておいていただきたいということ、この場を通じて私は阿久根市民の方々に是非発信をしたいと思うのは、こういう事態が起こつたということを大変不幸とかというふうにとらえるのではなくて、こういう事態というのは必ずこの自治体でも起こり得るものであるということの上で立つた上で、是非今後、議会とあるいは執行部と地域の阿久根市民との間できちつとしたやっぱり協働ができていけるような、そうした大きな一歩を是非市民の皆さんの本心に協働で、協力で進めていく内容において、国家としての、やっぱり政治の場からもそれをサポートでき得ることはすべてサポートしていった

だきたいなというふうに思っております。

〔理事加賀谷健君退席、委員長着席〕

それとも一点、地方自治体の不正経理問題についてでございます。

私も自治体で事業をしていましたのでよく分かるんですが、実はこうした不正経理問題だというふうには指摘される事態が起こる要素を今の国の制度の中にも存在しているというふうに思っています。事業であれば、その事務費をこちらに使えない、それでやっぱり流用はできない、あるいは単年度予算の中で決まっていって、そうした状況の中での問題というものは私は要因として含んでおるといふふうに思いますが、しかしこれは地方自治体と住民との信頼関係を損なってしまうという事態を招いております。

今後、市民との、住民との信頼関係を回復をしていくに向けてどのような対策を考えられておられるのか、御所見を伺いたいと思います。

○副大臣(渡辺君) 私も地方の議会におりまして、例えば地方の議会の中あるいは委員会でのような議論ってほとんどしないで、何となく流れるようにして終わってしまったこともございます。決算委員会も例えば名ばかりで、何となく早く終わらせることが当時の最大多数の会派の仕事だったというところにも出てきて、驚いたことがございます。

まさに地方の会計についてはいろんな指摘がされているところがございます。我々として、これから不正経理の昨今のいろいろな問題、住民にとっては社会面に自分の我が郷土が載っているというところは大変不名誉なことでございます。連日報じられることは大変不名誉なことでございます。ですので、先ほどからお話出ているように、監査制度についての抜本的なこれは見直し、そして地方行政の検討会議の中でこの点についても分科会を設けて今集中的にやっているとござります。

またあわせて、預け金等の有無の点検の徹底。なぜ起きたかということにおいて、今御指摘が

あったように、単年度主義であったり、あるいは使い道が非常に細かく決められていて本当に必要な支出のところに使えなくなっているということに起因はしていないだろうかということについても徹底的に検証して、自治体にとって使い勝手のいいものによつたりこれからルールも変えていくということも必要だろうと思っております。

反面で、違法行為等があった場合の厳正な措置を当然行わなければいけませんけれども、あわせて、もうお役所任せにするのではなくて、住民も、もちろん議会、住民の代表たる議会も、あるいは出納を扱う金融機関も、これ当事者としての意識を持って公金の管理には責任を負っていただきたいという、やっぱり意識ができてこないという本格的な解決にはならないだろうというふうに思っております。

○武内則男君 ありがとうございます。一括交付金化の持つ意味は実はそういうところにもあるんだということについては是非広く御検討いただけたらというふうに思っております。

次に、地域主権改革について、本会議でも野田市のことを触れたんですが、少し野田市のことに触れながらお伺いをしたいと思います。

千葉県野田市は、二〇〇九年の九月に日本初めて公契約条例というものをいわれる議会全会一致で成立させた。私は、執行部や野田市の議会、そして住民の皆さんに本心から敬意を表したいというふうに思っています。この今回の公契約条例というものは、自治体が財あるいはサービスを購入をする際に締結をする契約に関して、自治体自らに対して規制をする条例であると同時に、契約の相手方に対しても規制を掛けています。野田市というのは、私も千葉の生まれではないので隣の加賀谷先生にお伺いをしながら、千葉県の北西部に位置して、しょうゆ生産で知られている人口十六万人弱の中規模都市であるというふうになっております。

なぜ野田市が全国初という栄誉を勝ち取ることができたのか。私なりにいろいろ思うところもござ

いましたし、根本市長のリーダーシップがすごかったのだというふうには思っております。あるシンポジウムで市長がグリーンゾーンならばやってしまった方が勝ちというふうには述べられませんでした。この意味は、例えばグリーンゾーンであるならば、新たな法規制というものをきちんと作り上げることによってより明確に理解が得られていく、あるいはそういう新たな規範を作ってしまうことの方がいいんだという見地に立っての御発言だったというふうには私は理解をいたしました。これは、やっぱり豊富な政治や行政経験を持つからこそできた非常にすばらしい政治判断だというふうによく評価をするものでございます。

そこで、今回、地域主権改革が目指すいわゆる国と地方の役割分担の姿について、是非大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(原口一博君) まさに、その野田市の根本市長さんのリーダーシップ、私たちが目指すリーダーシップあるいは国と地方の関係についても大きな示唆をいただくものだと考えています。

というのは、答えが一つしかない百点満点を前提とする教育は、これは他者を排除します。それから、当然のことながら百点満点を越えることはできないわけです。百七十点、二百点ということをお考えをしないでいい。私たちが国と地方で何を考えようとしていくかという、協働型です。むしろ、教育の中でいうと解決型の教育、つまり答えが一つしかないんじゃないじゃなくて、みんなが解決に向けて情報を共有し、協働、共に働き共に知恵を出し合うと、こういう形を想定しているわけです。協働教育は人を排除しません。答えが一つしかない教育は人を排除し、そこに合わない人たちは出ていけと言います。それでは日本はもたせません。私たちは、まさに国・地方協議の場、これを法制化する事によって定期的な開催や幅広い協議対象など協議ができませんし、協議事項も含めて地方側から招集を求めることもできます。あるいは協議が調った事項については、国側及び地方側の構成員が共に尊重することによって協議の実

効性を確保し、そしてそれを共に実行することができるようになるわけでございます。これまで私たちの国の在り方を命令や上から下という形ではなくてお互いのパートナーシップに変えたい。政府税調も、私は会長代行という形になっているのもまさにそのような表れだというふうには考えております。

○武内則男君 ありがとうございます。そうしたこれからの地域主権改革が目指す国と地方の姿について大臣の方からお話をいただきましたが、じゃ、この改革を今後どのように進めていくおつもりなのか、原口プランも出されておりますし、その辺も含めて、是非今後の方向性について御答弁いただけたらと思います。

○国務大臣(原口一博君) これは工程表と一緒に、国・地方協議、あるいは国会の先生方にも大変な御指導をいただきながら去年の十二月に作りました。これは、工程表そのものもキャンパスだと思っております。つまり、よく国のあるべき姿あるいは国と地方の姿をいせと言われたい。おっしゃるとおりです。私たちは示そうと思っております。しかし、その示し方は、自分たちだけで示そうとは思っていません。協働で、先ほど申し上げたように協働で示そうということを考えているわけです。

そして、夏の地域主権戦略大綱に向けて次の五つのことをやっております。

難易度からいくと、義務付け・枠付けの撤廃、これは今回の法律の中にも作らせていただきました。今回、二次分についても各省から上がってきた。一方にも及ぶ義務付け・枠付けをいまだに持っているこの不合理さ、これはもう決して許されるものではないというふうには考えています。これを徐々に撤廃していくというか、これは三年で撤廃をしていくと。

そして、次が権限移譲でございます。先日も地域主権戦略会議で議論をさせていただきましたけれども、もう埼玉や大阪府では権限移譲をしているものについても、まだ四の五の理屈を言っ

れが権限移譲されないと。これはあつてはならない。ですから、先ほども加賀谷先生もお話しになりましたけれども、見える化をして、どんな理屈を言っているのか、これも事業仕分と同じような公開性の場でもって各副大臣あるいは政務官の意見を聞いて、それを決めるのは地域主権戦略会議の場であると、総理を議長とする場で結論を得てまいります。ですから、私たちはもう各省と今交渉をしているんじゃないんです。昨日も本会議質問で二之湯先生からお話がありましたけれども、勧告を受けたことを私たちは実行するために行動をしている。

次に難易度が高いのは、これは一括交付金化でございます。補助金を全廃すると言っています。ただ、これはまだパターンリズムがあつて、中央がまだ持つておかないと駄目だろうというようなものがありますが、中央が持つておかないと駄目だといながら県と市町村ではばらばらにやっているわけです。ばらばらにやることによってどれほど多くの国民に公共サービスの格差を押し付け、あるいは迷惑を掛けているか考えると、この一括交付金化、これは必ずやらなきゃいけない。

最後が、やはりこれは一番、難易度から言うのはおかしいかも分かりませんが、出先機関の改革です。私たちは、地方の出先機関について、これを原則廃止するということを言っています。ただ、そこで人間の尊厳にかかわるところ、雇用や労働、そして命にかかわるところ、それは何といたつても中央政府が保障しなければいけません。出先機関の改革については事業仕分という手法は使いません。事業仕分ではなくて権限仕分、理想の労働を中心とした福祉型社会を目指すためにはどのような権限が仕分けられるべきか。事業仕分というのは事業の効果と費用を計算するものです。ある意味じゃ一番プリミティブな仕分です。そうではなくて、私たちは、先ほど申し上げたような人間の尊厳あるいは一人一人の命を守るという立場から、どのような出先機関が何を地方に移し、そして何は中央政府が強化する方がいいか、

それをこの六月ぐらいまでの間に、政務三役を中心に権限とそしてミッションの仕分ということをやつていきたいと思つています。

そこでは、これも公開でやらせていただきたいと思つていますけれども、何回も申し上げますが、規制を何でも撤廃すればいいというふうに私たちは考えていません。むしろ、人間の尊厳にかかわるところは強化である、雇用であるとか命の部分では強化であるというふうに考えています。しかし、それでもなおかつ中央政府が一律にやるには不合理な規制あるいは出先というものがございまして。そういったものについては大胆に移していく、あるいは改革を行いサンセットしていく、このような形で対応していきたいと、こう考えているところでございます。

○武内則男君 よく分かりました。是非、今御答弁いただいた中身、難易度の問題は確かにあるのかというふうに思っています。しかし、しつかりやっぱり進めていっていただきたいというふうな思つております。

その上で、国と地方の協議の場について、そこが果たすべき役割というものが大変重要になってくるんだらうという私自身の認識の下で少しお伺いをしたいというふうに思つていますが、地方自治に影響を及ぼす法律又はその政令の事項に関する国と地方の調整を通じて、地方公共団体の自主性、自立性を確保するために、国と地方が協議を行う場を設けるための所要の法整備というふうにされております。

いわゆる真の地方自治を実現していこうというふうにしたときに、地方公共団体が地域の統治主体としてどのように位置付けられ、そしていかなる役割を担うべきなのか、そのためにはいかなる事務をどのように自主的、自立的に選択し、執行していきけるかなど、非常に検討する課題と聞いては幅広く存在するんだらうというふうな思っていますし、多くの課題があるんだらうというふうな思っています。

こうした課題について、自治体側と国の十分な

やっぱり協議の場があつたらうとは思つていますが、結果として協議の場がなかつたこと自身に私自身は問題があつたらうというふうな思つています。それだけ重い位置付けがやっぱりされてこれまではこなかつたらうというふうな思つていますが、それは地方分権改革そのものが霞が関中心になりがちないわゆる霞が関からの改革であつた、そのことがこの改革が未完に終わった私は大きな要因だと思つております。

そういう意味からいえば、今回この協議の場の役割というのは大変重要になってくるというふうな思つております。そうした認識の下で、今回なぜこういう法律を制定するという、そういう御判断をし提案をされたのか、大臣の御所見を伺いたいと思つています。

○国務大臣(原口一博君) まさにおっしゃるやうに、昨年十一月十六日に開催された事実上の国と地方の協議の場における地方側からの提案を受けて、実務検討グループ、これを三回やらせていただきました。地方側からの提案の御説明や国側の考え方等の提示、あるいは今回の制度案の骨子ということ、それで閣議決定をして今回国会にお願いをしているところでございます。

前もあつたんですよ、国と地方の協議の場。事実上実施されてきていました。しかし、制度的な裏付けがない、あるいは開催頻度やその内容が時々状況に大きく左右されてしまう。もつと言うと、何か文句あるのか、国が決めたことを地方が逆らうなんてとんでもないと、こんなことでは地方は思いつ切り言えません。そして、私も国会議員をさせていたいただきましたが、当時、一九九〇年代の前半でやっていたけれども、交付税は後で見ると、あのとき、私たち小さな佐賀県でしたけれども、五千五百億円、年間の予算がありました。交付税を後で見てくれるというんだから、交付税は増えなきゃいけないよ。実際、でも今は予算総額はもう四千億円台の前半です。一千何百億

円減っているわけです。こんなことじゃ本当に言えるのか。

今回、法律を制定して、先ほど少し触れましたけれども、定期的な開催もできる、あるいは幅広い協議の対象、いや、協議の内容そのものも地方側から提案ができる、まさに民主的なルールを法制化することによって担保している、これが私たちのねらいでございますので、是非平成の坂本龍馬の御支援をよろしく願ひいたします。

○武内則男君 ありがとうございます。

私も国会議員になつて二年とまだ九か月でございます。しかし、この間、国会において国家公務員の皆さんやいろいろな方たちと出会い、そして御指導もいただきながら、あるいは勉強もさせていただきました。これからやっぱり国家公務員が国家公務員として本来やるべき仕事とは、役割というのは何なのか、そして自分たちが誇りを持つて仕事をしていくためにどういうふうに取り組まなければならぬのか。地方自治体は地方自治体の公務員としてやるべき仕事、やるべき役割、そうしたものをもう一回僕は足下を見詰め直してこの国の形というものを一緒にやっぱり変えていく、そうした国家にしていきたい。

共に頑張っていく決意を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○又市征治君 社民党の又市です。

提案をされております三法案につきましては当然賛成をしながら、地方分権あるいは地域主権と言われる内実について様々な論点があるわけですが、私には主として財政自主権の観点からこれまでの地方財政の運営の実態を振り返りながら質問と意見を述べたいと、このように思つております。

この質問に入る前に、先ほども武内さんちよつとお触れになりましたけれども、今度の自治法改正では議員定数の法定上限の撤廃が図られておりますけれども、これが何か誤つていないのかと、言つてもいいんじゃないんですけれども、実態として、これによってむしろ一般的に定数削減をもたらす

んではないか、あるいは、それによって正統な住民代表制度が縮小して自治体政治への住民参加が抑制されたり、あの大合併に続いて地域民主主義が後退するのではないかと、こういうことを危惧せざるを得ない、これが今の全体的な状態じゃなからうか、こういう気が実は私はいたしま

す。
その一例が、これは総務大臣の顧問が総務省の顧問から分るが、名古屋の市長があんな格好で市議会議員半減と議員報酬半減の提案をされて、これは市議会は全会一致で否決をされたようですけれども、だからいいということではなくて、私は議員の数が少なければいいという今日の風潮、財政論から入っているんだらうと思うけど、金がない金がない金がない、どこを削るか。公務員パッシングが起る、議会なんかもつと金減らしたらいい、何かこんな格好で、大変重大なことをやっぱり住民の側から見落としているんじゃないのか、こう言わなきゃならぬような気がするんです。

現行法による定数というのは、やっぱりそれなりの、人口に応じてこのくらいは必要じゃありませんかという一定のものを、目安を示してきた。このことが少なければいいという論議になっていってしまつと、少数意見の住民の声であるとかあるいは人口の少ない地域の住民の代表が選ばれない、こういう事態が起ってくる。まさに、そういう意味では、そういう人々の権利を奪う、意見を奪う、こういうことにはやっぱりなりかねない、こういうのがあちこちに今出ているんじゃないかという気がしてならないですね。

これは、今申し上げた議員報酬や調査費の問題も問題になっていきますけれども、同じ私ごとだと思つておいて、結局は、金を持っておいて、そしてあるいは何か資産を持っておいて、そんな議員報酬をもらわなくてもやれる人はそれはそれでいいのかもしれないけれども、一般の勤労者がやはり議会に出よう、自分たちの声を議会で反映しよう、こう思つてやろうと思えば、今持つてお

る職を賭して、つまり職をなげうつて議会に入る、その報酬を得て何とか自分たちの議員活動やあるいは自分たちの生活を賄つていくということが実態なんです、これもみんな下げろ下げろみたいなこういう風潮というのは、私はこれは大変憂慮すべき空気がないかと、こんな気がします。

こうした議員の数あるいは一定の報酬というのはまさに民主主義のためのコスト、こんなふうにするわけでありまして、これは認識が全然違うわけではないだらうと思うんですけども、こうした点でいえば、こういう傾向というのは勤労者に立候補の機会さえ与えない、こういうことになりかねない。これは私、国会議員の年金問題のときも随分と我が党は反対をしました。年金を全部なくしてしまつて、本場に金持ちしか議員になれなくなつていってしまうような、こんなばかな話あるかと、こう言つて反対したんですが。

ここのところは私は声を大にして、今安易に議会のコスト削減論あるいは議員の歳費削減論などというものを、これはやっぱり国民の皆さんに本當に考えてほしい。こういうことを、たまたま今のこのことが出ておる関係から、この場を通じて国民の皆さんに真剣にやっぱり御判断いただきたい、そんなことを訴えておきたいと思つています。これは余り大臣と認識が違わぬと思つますから、答弁は求めません。そのことを、だから、さつき冒頭申し上げたように、これを出したのはおかしいとか間違つておるとか言うつもりは全くありません、少し民度の問題ということとは問われるのかもしれない。そういうこととして、前段に申し上げておきたいと思つています。

そこで、地域主権、この二つの法案ですけれども、今ほどもありました、国と地方との協議機関を設けて、その議題の列挙の中に地方行政財政に関する事項もありますけれども、ただ、具体的な案はまだ明示がされていないわけですね。私は、この協議の具体的な内容として、毎年度の地方交付税の基本と並んで地方財政計画の基本合意をむし

ろ含めてもらいたい、こんなふうと思つています。だから、そういう観点から今日は質問をしたと思うんですが。

地方財政計画は、年度開始前に総務省が財務省と協議をして、そして決める計画値にすぎないわけですけれども、現実にはこれが地方財政全般を縛つて、特に旧政権下においては国の対地方財政支出を減らす目的で地財計画が意図的に切り下げられてきた、後で申し上げますけれども、そういう格好になっていきます。

そこでまず、質問なんです、これは小川政務官ですか、地財計画は毎年、いつ、だれとだれが、何と何の項目をどういうデータに基づいて策定をされているのか、この点、まず先に御説明いただきたいと思つています。

○大臣政務官(小川淳也君) 地方財政計画の策定過程についてお答えを申し上げます。

これにつきましては、委員もよく御案内のとおり、毎年度の経費とそして収入について適正な見積りをするよう期しているものでございます。

この作業のスケジュールでございますが、大體、翌年度の予算が八月に行われまします概算要求から本格的にスタートするわけでございます、基本的にこれと機を合わせてスタートをいたします。この際に、地方財政収支の仮試算を公表いたします。この際に、議論が中盤に入つてまいります十月には再度その仮試算を公表する、そして十二月月上旬に財務省との間で地方財政対策が決着をし、翌年二月、地方財政計画として国会へ提出をさせていただきます。ただ、このプロセスをたどりま

す。この間に用います様々な材料でございますが、政府の経済見通しに基づきました経済指標、そして翌年度に向けた税制改正の動向、さらには各省庁の国庫補助金やそれに伴う地方負担額の調査、さらには前年度の決算の状況などを総合的に勘案するものでございます。

○又市征治君 そういうことですよね。問題は、地方の意見がそこに反映されるという仕組みはないわけですね。

そこで、次に大臣に質問をいたしますけれども、近年の旧政権の地財計画がいかに自治体財政を縛り、あるいは引き下げてきたかは前回も申し上げたんですけれども、今日新たなデータとしてそこにグラフをお示しをいたしました。

まず、グラフ一、総額のところを御覧いただきたいんですが、棒グラフの各年度の左側が地財計画の額、右側が約一年後の実際の自治体の決算額ということでありまして、そして、折れ線グラフは、どのぐらい乖離しているか、乖離率をグラフに落としております。乖離率は、大きければ自治体の自由度が高いといえ、逆に小さいほど自治体の地財計画への従属度というか拘束力が、地財計画の拘束力が強いことを示しているといふふうに思つています。

見られたとおり、一九九八年度まで決算額は八十六兆円台から百兆円へ伸びてきたわけですね。その間に地財計画との乖離率は一〇%から五%台へ。つまり、地財計画に下へ引つ張られてかなり下がりましたけれども、まだ地財計画全体は伸びを容認していた時代、これがこの時期なわけですね、九八年度までです。ところが、九九年度から一転して、地財計画は前年度よりも大きく縮小されて、その影響で実際の決算額も縮小されて、以後はデータの出されておる二〇〇七年度まではほぼ一直線に下がりが続いています。九年度で計画は十一兆円の減、決算は十五兆円減になつてい、これがそのグラフで明らかだらうと思つています。結果の乖離率は最低記録一・八%という神業としか思えないような合致ぶりなわけでありまして、つまり国の地財計画の支配力の強さというのがここに表れている。

そこで、大臣、まずこの総額、総論レベルで伺いますけれども、このグラフにはない、もう少し右側に行くわけですが、二〇〇八年度から二〇一〇年度、これは計画になりますけれども、これを見ましても、地財計画の額というのは八十二兆ないし八十三兆程度なんです。つまり、このピークの九八年、ここから見れば十五兆円以上、十八

兆くらいもう落ち込んでいる。

こういうことに低迷しているわけでありまして、自治体及び地方経済、社会を元気にすると、こう我々は言うているわけですが、じゃ元気にするために、この地財計画の規模を計画ベースでいうならば少なくともやはり九十五兆円台以上に大胆に上げていく必要があるのではないか、これは一般論ですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(原口一博君) これ、又市委員の大変精緻な御議論で、大事な御視点だと思います。まず第一点は、地財計画は標準的な行政経費を積み上げた結果決まるものという、こういう標準的な答弁がありますけど、じゃ実際に、私たちは六団体の意見も聞きながらやっていますけど、どれぐらい反映しているのかと。今、中期財政フレームの検討も与党併せてやっていますけれども、ともすれば、要するに地方にたがをはめたがる、そして自分の庭先だけはきれいに、そのごみを地方に持っていく、そして今委員がおっしゃるような三位一体改革や様々な地方の切捨てによって地方そのものの活力を奪ってきている、このことからスタートしないと私は地方の再生はないんだというふうに考えております。

どの財政規模がいいかというのは、これはまさに地方との御議論の過程でございましてけれども、全体を窮屈に縛り込んで、そして地域の活力を奪う、この仕組みについてはしっかりと議論することが必要だと、私も委員と同じ認識を持っており

ます。この間、交付税、委員のお力によって一・一兆円増額させていただきましたけれども、まだこれも中途だと考えておまして、平成二十二年度限りの特別枠、地域活性化・雇用等臨時特例費等の地域のニーズにこたえるために必要な歳出を安定的に地方財政計画に計上する。やはり何と云っても、地方を回っていると、委員、雇用ですね、雇用に対するまだ施策を更に膨らませていく必要が

あると、そう考えておりますので、地方が自由に使える財源の充実強化に今後とも取り組んでまいりたいと思えます。御指導をよろしくお願い申し上げます。

○又市征治君 それじゃ次に、歳出の内訳ごと、地財計画と自治体決算が金額と率においてどのくらい乖離しているか、またどういう推移してきたかというのを見たいと思えますけれども、内訳を見ますと、地財計画を非常に大きく超えている費目と、逆にそれに全く至らない、達しない、こういう費目があります。そして、その傾向はどの年度を取ってみても共通しているというのが見えてまいります。つまり、地財計画を超える費目は、国が幾ら統制しても自治体がこれだけは必要だと支出した費目、それから後者は、逆に国に誘導されてもそれは支出しなかつた費目があるわけです。主な三項目だけを表にしてみましたので、二枚目の表を見ていただければお分かりですが、その乖離率、マイナスのもの、プラスのもの、ずっと大体傾向が同じであります。

この表には省略している費目が四つあるんですが、それは実は乖離率が小さいので今日は出しませんでしたが、額も小さい。この点について、表にしているもの、これ小川さんですか、直近の金額と乖離率の最大、最小の値で少し説明をいただけますか。

○大臣政務官(小川淳也君) 昨日いただきました御通告に従って申し上げますが、まず平成十九年度の計画額の金額でございます。御指摘の四つの項目、一つ目は給与関係経費が二十四兆円、公債費が十三兆円、維持補修費が一兆円、投資的経費のうち普通建設事業、補助事業分であります、これが六兆円ということでござい

ます。さらに、お尋ねの乖離率でございますが、御指摘に従いまして、平成四年から十九年まで一覽してみました。そうしましたところ、給与関係の最大の乖離が平成十二年でございまして七・四％、これは実績が計画を上回りました。最小は二・

六％が平成十六年でございまして。公債費につきましては、最大の乖離が平成七年でございまして二・四％の増、最小の乖離は逆に実績が計画を下回ったのが平成十五年でございましてマイナス六・五％。維持補修に關して申し上げますと、最大の乖離は平成四年で三・一％、最小の乖離は逆に実績が下回りました平成十八年のマイナス〇・二％。最後に、補助事業、普通建設事業でござい

ますが、最大の乖離は平成四年でございまして二・九％の増、最小は平成十九年のマイナス八・八％。

以上状況でございます。○又市征治君 どうもありがとうございます。今お話しいただいた公債費は、過去の起債が国の許可あるいは同意で縛られておりますから、当然これは固定されている。それから、普通建設事業の補助事業も国から補助金で規模が決まっておりますから、これも当然固定されている。そして、ここで私が言いたいのは、給与費ですけれども、自治体が国に反して高い給与を払っているような宣伝とか地方公務員パッシングが横行してしまいましたが、実際は乖離率が高いときでも七％で、年度内の人員の変動などを考えますと誤差の範囲内なわけですね。少なくとも地財の総額に影響を及ぼすような規模では全くないわけですね。年度内の人員の変動などを考えれば、当然そういうことだと思います。定数削減も行われてきたわけでありまして、不足人員を非正規労働者に依存する、こんな格好で、先般も申し上げた官製ワーキングプア六十万と、こんな事態まで起こっている、こういう状況です。逆に言えば、給与費もまた国の統制が非常に強く働いていた、こういうことを証明しているんだらうと思うんで

す。そこで、お出しをしたこの表にいたしました内訳の残りの三項目ですけれども、乖離の大きな費目ですね。プラスの乖離は、地財計画を実際の自治体決算が超えているのは一般行政経費。マイナ

ス、つまり計画を消化し切れなかったのが普通建設費の単独事業ですね。そして、公営企業の繰出金は、時期によって若干変動しておりますけれども、おおむねオーバーをしている。こういう特徴が見えると思うんですが、総務省側からこの三つの傾向をどういうふうにとらえて認識をされているのか説明をいただきたいと思うんですが、理由も、その原因については既に議論されたところですので、改めて、国の視点ではなくてむしろ自治体の視点に立って、どうしてこれだけ長期、自治体の実態から懸け離れた計画が策定をされてきたのか、どんなふうにとらえているのか、御説明いただきたいと思えます。

○大臣政務官(小川淳也君) 再三この委員会でも御答弁申し上げてまいりましたとおりでございますが、これはやはり適切な見積りとなるように日々努力をしているわけでございます。しかしながら、大まかに申し上げまして委員御指摘のとおりでございます。やはりパブル崩壊以降の普通建設事業、これは景気対策も含めてでありまして、相当な経費を見込んできたのに対して実際の自治体の需要はこうしたところに回す余力はなかなか限られておつた、一方で、高齢者対策あるいは少子化対策、その他社会福祉方面については大変な経費を必要としてきた、その乖離がこうした形で表れているものかと思っております。

その点については、毎年度の決算などをよく勘案をいたしまして、あるいは国会での御指摘などを踏まえてその縮小に努めてきたわけでございまして、最近では、委員がお出しになっております資料のとおり、この乖離については縮小する方向にあるわけでございます。

この点については、引き続きこれからも適切な見積りに努めてまいりたいというふうに考えております。

○又市征治君 小川さん、何か前政権の代表をしてしゃべっておられるような感じだったね、今、問題は、いずれにしても、こういう格好で計画で統制をされても現実には一般行政経費は全く

ずっとオーバーをしていかざるを得ない、そういう状況にあるということなんです。逆に、普通建設費は押し付けられても実際はもうできない、金がないと、こういう格好だということも表していると思うんです。

そこで、最後に大臣にお尋ねをいたしますが、旧政権も乖離の是正をと言ってきたわけですが、今、小川さんが説明されたようなことをずっと言ってきたわけなんです。しかし、それは果たして自治体の財政、決算の実態に学んで国の計画を是正しようという姿勢だったかどうか、私はこれが問われている、このことを一貫して私も申し上げてまいりました。

一般行政経費に分類をされる福祉や教育などの基礎的サービスというのは、これは旧政権時代冷たかった。交付税の上でも補助金でもそうです。例えば、私は何度も申し上げてきましたけれども、就学援助をだんだん削っていく、あるいは小規模介護のサービスなかなか拡充してくれない、自治体はみんな困っている、あるいは消費者相談員など非常に身分不安定なこういう状況で数も少ないなど、多くのことを申し上げてきたんですが、そういう実態が、自治体はどうしても経費膨らんでいく、こういう格好になっていきます。

他方で、建設事業にはたつぷりと補助金と起債許可で振舞ったわけですが、それでも自治体は、国庫補助事業をやり、その補助の裏負担した分まで精いっぱい、普通建設の単独事業については国がやれといつても自主財源が残っていないからやれない、返上せざるを得なかったというのがこのマイナスの乖離率の表れということだと思っております。

公営企業繰出金については、自治体の一般会計から公立病院への出資や補助金が代表的なわけですから、この表より前の八〇年代というのは毎年三〇%から四〇%台の乖離を見ていました。オーバーしていたわけですね。それだけ自治体は国に逆らっても病院を重視してきたわけです。そ

れがだんだんと病院というものが軽視される格好になってきた、こういうことの表れでありました。それが九二年度から統制が厳しくなると、九八年度からは御覧のとおり七%にまで締め付けられてきた。自治体病院がどんとつぶされたり民営化された結果だといふふうには言わざるを得ない。その行き着く果てに、この数年、地域医療の崩壊、医療人材不足が世論が高まるにつれて逆転して少し自由度を回復しつつある、大変な努力を自治体が行っている、こういう変化をこの数字は私は示しているといふふうには思っています。

繰り返し申し上げますけれども、国の作る地方財政計画はガイドラインとしてはあってもよいですけれども、しかし現実には自治体財政の自主性を締め付けようという決め方と内容を改めない限り、結局は地方自治体の、今ここでやろうとしている地方のことは地方の自治体があるいは住民が決める、こう言っても、こういう格好で財源が締め付けられていくという格好だとするならば、何をやったのか、全くそれは理屈の上だけの話になってしまいかねないということにならうかと思うわけです。もちろん財源的には、財務省を代弁して国費を削るための計画ではなく、前回私述べさせていただきました、あるいはまた大臣も約束をされた、地方交付税の大幅復元を中心としながら地方財政の規模を拡大をすべきだということが今日、日本社会に求められている。

そういう意味で、最後に、今回の法案の具体化として、毎年の地財計画の基本を国と地方の協議機関の合意事項に引き上げていくように、その努力を是非大臣にお願いしたいと思っております。以上申し上げた点の、最後、見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(原口一博君) 今委員の御議論を伺っていて、アメリカにホームステイしていたときのことを思い出しました。ママがでっかいケーキを食えと言ったんですけど、とても食い切れずに、毎日家に帰るのが憂うつだった。この普通建設事業を見てみると、食い切れないものを、やりたくて

もやれない、財源がないものを地方に随分な勢いで押し付けてきたというのがよく分かります。一方で、福祉、教育の部分の一般行政経費、これも非常に縛りが強くなっていると、このことも委員がおっしゃる視点というのはとても大事な視点だと思っております。

そこで、やはり地方の自立性と予算について、財源についての予見可能性、これを高めることが極めて重要であるといふふうには考えます。一方で、私たちは緑の分権改革といふことで、地域の創富力といふことを申し上げていきますけれども、今委員の御指摘を受けて、国・地方協議の場において、やはり自らが自由に使える財源について国と協議をすることができない、あるいは財政計画についてそれが協議の場に入らないということ、それは非常に逆に言う地域主権改革の理念から見て外れるものだといふふうには考えますので、地方の意見を十分に伺いながら、地域主権改革を財政面で支えるための地方税財源の充実確保、それから協議の中への入れ込みということについて考えてまいりたいと思っております。

○又市征治君 終わります。
○委員長(佐藤泰介君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午前十一時五十五分散会

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
一、国と地方の協議の場に関する法律案
一、地方自治法の一部を改正する法律案
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
目次

- 第一章 内閣府関係(第一条―第三条)
- 第二章 総務省関係(第四条―第八条)
- 第三章 文部科学省関係(第九条―第十二条)
- 第四章 厚生労働省関係(第十三条―第二十条)
- 第五章 農林水産省関係(第二十一条―第二十五条)
- 第六章 経済産業省関係(第二十六条―第三十条)
- 第七章 国土交通省関係(第三十一条―第三十条)
- 第八章 環境省関係(第三十九条―第四十二条)
- 附則
- 第一章 内閣府関係
- (災害対策基本法の一部改正)
- 第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
- 第四十条第三項及び第四項を次のように改める。
- 3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 第四十三條第三項中「第四十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。
- 第二条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
- 第九条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同

「項第八号中「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とする。

第九号第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「第二項第四号から第十号まで」を「第二項第二号から第八号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「あつた基本計画」を「あつた場合において、基本計画のうち第二項に掲げる事項に係る部分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第七号」を「第二項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

針

二 中心市街地の活性化の目標

三 その他中心市街地の活性化に資する事項

第十條第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十條第二項中「第九條第四項から第十一項まで」を「第九條第五項から第十二項まで」に改める。

第十二條第一項中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改め、同条第二項中「第九條第二項第四号から第十号まで」を「第九條第二項第二号から第八号まで」に改める。

第十三條第一項中「第九條第六項各号」を「第

九條第七項各号」に改め、同条第三項中「第九條第九項」を「第九條第十項」に改め、同条第四項中「第九條第九項」を「第九條第十項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十五條第二項及び第四項第一号中「第九條第二項第四号から第八号まで」を「第九條第二項第二号から第六号まで」に改める。

第十六條第一項中「第九條第二項第四号」を「第九條第二項第二号」に、「第九條第二項第五号」を「第九條第二項第三号」に、「第九條第二項第六号」を「第九條第二項第四号」に改める。

第十七條第一項中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改める。

第二十三條第一号中「第九條第二項第六号」を「第九條第二項第四号」に改める。

第三十九條第一項中「第九條第二項第八号イ」を「第九條第二項第六号イ」に改める。

第五十七條第二号中「第九條第七項」を「第九條第八項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第三條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

日次中「第三目 総合科学技術会議第二十六条」を「第三目 総合科学技術会議第二十五条の二(第二十五条の九)」に改める。

第四目 総合科学技術会議(第二十六条)第三十六条」に改める。

第四條第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 地域主権改革(日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができようようにするための改革をいう。以下同じ。)を推進するための基本的な政策に関する事項

第四條第三項第六号の二の次に次の一号を加

える。

六の三 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事

第十八條第一項中「行政刷新会議を」を「行政刷新会議 地域主権戦略会議」に改める。

第三章第三節第二款第三目を第四目とし、第二目の次に次の一目を加える。

第三目 地域主権戦略会議

(所掌事務等)

第二十五條の二 地域主権戦略会議(以下この目において「会議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関連する重要事項であつて地方公共団体の権限又は財政に著しい影響を及ぼすものについて調査審議すること。

三 前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

四 第一号及び第二号に規定する重要事項に関する施策の実施を推進すること。

2 第九條第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四條第一項第三号の三に掲げる事務を掌理するもの(以下「地域主権改革担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、地域主権改革担当大臣に対し行うものとし、地域主権改革担当大臣が置かれていないとき

は、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、地域主権改革担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する重要事項に関し、地域主権改革担当大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十五條の三 会議は、議長及び議員十五人以上をもって組織する。

(議長)

第二十五條の四 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4 地域主権改革担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、地域主権改革担当大臣が、内閣官房長官に代わつて、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十五條の五 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 地域主権改革担当大臣

三 前二号に掲げる者のほか、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 前号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五 地域主権改革に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第二十五條の三及び前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第四号及び第五号に掲げる議員は、

非常勤とする。

(議員の任期)

第二十五条の六 前条第一項第五号に掲げる議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。
(事務局)

第二十五条の七 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十九条本文に規定する国会議員がその職を兼ねることを禁止されていなく、内閣総理大臣その他の國務大臣を除く。)を占める者のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てる。

4 事務局長は、議長の命を受けて、局務を掌理する。

(資料提出の要求等)

第二十五条の八 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に關し意見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十五条の九 第二十五条の二から前条まで定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章 総務省関係

(消防組織法の一部改正)

第四條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「定めるものとする」を

「定めるよう努めなければならない」に改め、同条第二項中「においては、」の下に「おおむね」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第五條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「基いて」を「基づいて」に、「基かず」を「基づかず」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に改め、同条第七号中「外」を「ほか」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

(地方官営企業法の一部改正)

第六條 地方官営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二條の見出しを「剰余金の処分等」に改め、同条第一項中「うめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下らない金額を減積立金又は利益積立金として積み立てなければならない」を「うめなければならない」に改め、同条第二項中「除くほか、」の下に「条例の定めるところにより、又は」を加え、「定めなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

第三十二條第五項及び第六項を削る。

第三十二條の二中「うめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする」を「うめなければならない」に改める。

第三十九條の二第一項中「これを企業団」を「以下「企業団」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項を「企業団」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第

八項を同条第七項とする。

(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第七條 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「定め、これを総務大臣に提出しなければならない」を「定め、ことができる」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「総合整備計画」の下に「において」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第五項中「前四項を」前各項に、「第一項を」第五項に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項を」第五項に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項を」前項に、「を」定め、これを総務大臣に提出するものとするを「(以下「都道府県計画」といふ)を定めるように努めなければならない」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、都道府県計画を定めたとときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

第三條第二項の次に次の三項を加える。

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めよう努めるものとする。

一 整備を必要とする辺地の事情

二 その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第二項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたとときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

第五條中「第三條第一項」を「第三條第五項」に

改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第八條 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「指定地域都道府県防災計画」を「都道府県相互間地域防災計画」に改め、同条第二項中「防災計画」の下に「において」を加え、「次の」を「次に掲げる」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号及び第十六号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 防災計画においては、第一項の特別防災区域に係る防災に關し、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めよう努めるものとする。

一 防災に關する調査研究に關すること。

二 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に關すること。

三 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に關すること。

第四十六條第一項第一号中「第三十一條第四項」を「第三十一條第五項」に改める。

第三章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第九條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。の)のほか、学校(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。の)通常の課程(以下「全日制の課程」といふ。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」といふ。))及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」といふ。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第八八條第二項の大

学の学科についても同様とする。)を「次の各号に掲げる学校」に、「は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ」を「次条において「設置廃止等」という。」に改め、同項に後段として次のように加える。

これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。))及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

第四条第一項第二号中「幼稚園、」を削り、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行うときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に届け出なければならない。

第十三条に次の一項を加える。

前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県教育委員会」と読み替えるものとする。

第四十条第二項中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。

第九十四条中「第四条第五項」を「第四条第四項」に改める。

第百三十三条第一項中「第十四条まで」を「第十二条まで、第十三条第一項、第十四条」に、「第十三条」を「同項」に、「同条第二号」を「同項第三号」に改め、同条第二項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第百三十四条第二項中「第四条第一項」を「第四条第一項前段」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に、「第四条第一項中」を「第四条第一項

前段中」に、「の区分に応じ、それぞれ」を「とあるのは」市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「に改め、「市町村の設置する各種学校にあつては」を削り、「私立の各種学校にあつては」を「又は」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第百四十三条中「第十三条の規定」を「第十三条第一項(同条第二項)に改め、「含む。」の下に「の規定」を加える。

(文化財保護法の一部改正)

第十条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

(へき地教育振興法の一部改正)

第十一条 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「に従い」を「参酌して」に改め、同条第二項中「給料及び扶養手当の月額合計額の百分の二十五を超えない範囲内で」を削り、「に従い」を「参酌して」に改め、同条第三項中「に従い」を「参酌して」に改める。

第五条の三第一項中「に従い」を「参酌して」を「参酌して」を「指定する」に、「に従い」を「指定する」として「を」を「参酌して」に改め、同条第二項中「給料及び扶養手当の月額合計額の百分の四を超えない範囲内の月額」を削り、同条第二項中「前項」を「同項」に、「に従い」を「参酌して」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の五第五項中「第九項において同じ」を削り、同条第九項を削る。

第四章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の九第二項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第二十四条の十二中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

二 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第二十四条の十六第一項並びに第二十四条の十七第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第三十条の二中「第四十五条第一項及び第二項」を「第四十五条の二」に、「並びに第四十八条」を「及び第四十八条」に改める。

第四十五条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「並びに里親の行う養育」を削り、

「について」の下に「条例で」を加え、「最低基準」を「基準」に改め、同条第二項中「及び里親」を削り、「前項の最低基準」を「第一項の基準」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条第一項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改め、同条第三項及び第四項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改める。

第五十条第六号及び第六号の二中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改め、同条第七号中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準」に改める。

(医療法の一部改正)
第十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項から第三項までの規定中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第四項中「第三十条の四第四項」を「第三十条の四第五項」に改める。

第三十条の四第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、同条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第十二項」を「第十三項」に、「第二項第十二号」を「第二項第十一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第十二項」を「第十三項」に、「第二項第十二号」を「第二項第十一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項第十二号」を「第二項第十一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第十号及び第十一号」を「第二項第九号及び第十号」に、「同項第十二号」を「同項第十一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項第一号中「前項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 医療計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に關し必要な事項

第三十条の六中「第三十条の四第二項第一号及び第九号」を「第三十条の四第二項第一号」に改め、「目標」の下に「医療計画に同条第三項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、同

号に定める目標を含む。」を加え、「並びに同項各号第一号及び第九号」を「及び同条第二項各号(第一号)に改め、「事項」の下に「医療計画に同条第三項第二号に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に掲げる事項を含む。」を加える。

(老人福祉法の一部改正)

第十五条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「について」の下に「条例で」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

二 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 養護老人ホームの入所定員

(職業能力開発促進法の一部改正)
第十六条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の六第一項ただし書中「定めるもの」の下に「(都道府県にあつては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの)を加え、同条第三項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を、「行うは

か、」の下に「国にあつては」を加え、「対して」を「対する」に改め、「効果的な職業訓練」の下に「、都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練」を加える。

(林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)
第十七条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「ときは」の下に「あらかじめ、前項第三号及び第四号に掲げる事項に係る部分を」を加え、「協議しなければ」を「報告しなければ」に改める。

(介護保険法の一部改正)
第十八条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員

第五十四条の二第八項中「第四項に」を「第五項に」に改める。

第五十五条第六項及び第六十条第二号中「第五十四條第二項」を「第五十四條第三項」に改める。

するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員

第四十二条の二第八項中「第四項に」を「第五項に」に改める。

第四十三條第六項及び第五十條第二号中「第四十二條第二項」を「第四十二條第三項」に改める。

第五十四條第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員

第五十四條の二第八項中「第四項に」を「第五項に」に改める。

第五十五條第六項及び第六十條第二号中「第五十四條第二項」を「第五十四條第三項」に改める。

第六十九条第三項第二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改め、同項第八号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改める。

第七十条第二項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第七十四条第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - 二 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
 - 三 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 四 指定居宅サービスの事業に係る利用定員
- 第七十五条の二中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。
- 第七十六条の二第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。
- 第七十七条第一項第二号中「厚生労働省令」を

「都道府県の条例」に改め、同項第四号中「第七十四条第五項」を「第七十四条第六項」に改める。

第七十八条の二第四項第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十八条の三第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十八条の四第一項中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「市町村の条例で」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第三項」に改め、「かわらず」の下に、「同項第一号から第四号までに掲げる事項については」を加え、「これらの規定に定める基準に代えて」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- 二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
- 三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- 四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密

接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

第七十八条の六中「第七十八条の四第六項」を「第七十八条の四第七項」に改める。

第七十八条の九第一項第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第七十八条の四第六項」を「第七十八条の四第七項」に改める。

第七十八条の十第四号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第五号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六号中「第七十八条の四第七項」を「第七十八条の四第八項」に改める。

第八十八条第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数
 - 二 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積
 - 三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 第八十九条の二中「第八十八条第四項」を「第

八十八条第五項」に改める。

第九十一条の二第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第八十八条第四項」を「第八十八条第五項」に改める。

第九十二条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第四号中「第八十八条第五項」を「第八十八条第六項」に改める。

第九十四条第三項第二号中「規定する施設」を「規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設」に、「同条第二項に規定するを」を「同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める」に改める。

- 第九十七条第一項中「療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他厚生労働省令」を「療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例」に改め、同条第二項中「看護師、」を「及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
 - 4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数
 - 二 介護老人保健施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 第九十九条の二中「第九十七条第五項」を「第九十七条第六項」に改める。

第百一条中「規定する施設」を「規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設」に改める。

第百三条第一項第一号中「厚生労働省令」の下に「又は都道府県の条例」を加え、同項第三号中「第九十七条第五項」を「第九十七条第六項」に改める。

第百四条第一項第三号中「第九十七条第六項」を「第九十七条第七項」に改める。

第百十条第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第五項と同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積

三 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であつて、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第百十一条の二中「第百十条第四項」を「第百十条第五項」に改める。

第百十三条の二第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第百十条第四項」を「第百十条第五項」に改める。

第百十四条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第四号中「第百

十条第五項」を「第百十条第六項」に改める。

第百十五条の二第二項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第百十五条の四第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

三 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

第百十五条の六中「第百十五条の四第四項」を「第百十五条の四第五項」に改める。

第百十五条の八第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第百十五条の四第四項」を「第百十五条の四第五項」に改める。

第百十五条の九第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第四号中「第百十五条の四第五項」を「第百十五条の四第六項」に改める。

第百十五条の十二第二項第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改める。

第百十五条の十三第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第百十五条の十四第一項中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「市町村の条例で」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第三項」に改め、「かわらず」の下に、「同項第一号から第四号までに掲げる事項については」を加え、「これらに定める基準に代えて」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る

利用定員

四 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

第百十五条の十六中「第百十五条の十四第六項」を「第百十五条の十四第七項」に改める。

第百十五条の十八第一項第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第百十五条の十四第六項」を「第百十五条の十四第七項」に改める。

第百十五条の十九第四号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第五号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六号中「第百十五条の十四第七項」を「第百十五条の十四第八項」に改める。

第百十五条の三十二第一項中「第七十四条第五項、第七十八条の四第七項」を「第七十四条第六項、第七十八條の四第八項」に、「第八十八條第五項、第九十七條第六項、第百十条第五項、第百十条第六項、第百十条第七項、第百十条第八項、第百十条第九項、第百十条第十項」に改める。

第百二十九條第二号中「第四十二條第三項」を「第四十二條第四項」に、「第五十四條第三項」を「第五十四條第四項」に改める。

第十九條 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第七項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第三十條第一項第二号イ及びロ中「厚生労働

省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第三項中「前二項を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項第二号及びロの条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当障害福祉サービスの従事する従業者及びその員数
二 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
三 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員
第三十一条第二号中「前条第二項を「前条第三項」に改める。
第三十六条第三項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。
第四十三条中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員
第四十四条中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員
第四十四条中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
二 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積
三 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であつて、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十九条第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第七項中「第四十三条第二項の厚生労働省令」を「第四十三條第二項の都道府県の条例」に、「第四十四条第二項の厚生労働省令」を「第四十四条第二項の都道府県の条例」に改める。
第五十条第一項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。
第八十条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「」について、「の下に」を「」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福祉ホームに係る居室の床面積
三 障害福祉サービス事業の運営に関する事項であつて、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
四 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに係る利用定員
第八十四条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「」について、「の下に」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数

二 障害者支援施設に係る居室の床面積
三 障害者支援施設の運営に関する事項であつて、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
四 障害者支援施設に係る利用定員
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）
第二十条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「次に掲げる」を「都道府県の条例で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第一項各号又は前項各号に掲げる」を「第一項又は第三項の条例で定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「次に掲げる」を「都道府県の条例で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。
イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に

対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう)に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ)における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該施設に在籍する子どもに限る)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

第四条第一項中「第二項の」を「第三項の」に、「同条第一項各号又は第二項各号に掲げる」を

「同条第一項又は第三項の条例で定める」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第五条第三項中「第三条第一項第二号」を「当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第二十四条第四項」に、「児童福祉法」を「同法」に改める。

第六条の見出しを「情報の提供」に改め、同条第一項中「第二項」を「第三項」に、「第三項第三項」を「第三項第五項」に改め、同条第二項を削る。

第七条第一項中「認定こども園」の下に「第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。」を加え、「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に、「前項」を「同項」に改める。

第十条第一項第一号中「第二項の」を「第三項の」に、「同条第一項各号」を「同条第一項」に、「第二項各号に掲げる」を「第三項の条例で定める」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第三項中「第三項第一項各号」を「第三項第一項」に、「第二項各号に掲げる」を「第三項の条例で定める」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第十一条第一項中「第二項」を「第三項」に改める。
第十三条第一項中「同項各号に掲げる」を「同項の条例で定める」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第二項の表第二十四条第二項の項及び同条第八項中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第四号」に改める。

第五章 農林水産省関係
(農業改良助長法の一部改正)

第二十一条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第七条第七項後段を削る。

(森林病虫害等防除法の一部改正)
第二十二条 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第三項中「聴くとともに、農林水産大臣に協議しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「通知しなければ」を「通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければ」に改める。

第七条の五第二項中「聴くとともに、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。
ただし、前項の規定による同意を得た場合には、当該報告をすることを要しない。

第七条の五第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 前項の場合において、当該高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域が他の都道府県の区域に隣接している場合その他の都道府県の区域を越えて第一項の被害が拡大するおそれがある場合として農林水産省令で定める場合に該当するときは、都道府県知事は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(漁港漁場整備法の一部改正)
第二十三条 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第六條第七項中「をしようとする」を「した」に、「変更しようとする」を「変更した」に、「農林水産大臣の認可を受けなければ」を「遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「若しくは第六項」を「又は第六項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は市町村長若しくは都道府県知事が第一項若しくは第二項の指定若しくは第五項の変更をしようとする場合にお

いて、第七項の認可をしようとするときを削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)
第二十四条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行ない」を「行い」に、「基き」を「基づき」に、「きいて」を「聴いて」に、「定め」を「定めることができる」に改め、同条に次の一項を加える。
3 都道府県知事は、第一項の電気導入計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第二十五条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第五項中「農林水産大臣に協議しなければならぬ。この場合において」を削り、「ついでに、農林水産大臣の」を「ついで、農林水産大臣に協議し、その」に改める。

第八条第四項中「都道府県知事に協議しなければならぬ。この場合において」を「政令で定めるところにより」に、「ついでに、都道府県知事の」を「ついで、都道府県知事に協議し、その」に改める。

第六章 経済産業省関係
第六條 小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正
第二十六條 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。
第十二條を次のように改める。
第十二條 削除
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第二十七條 中小企業団体の組織に関する法律

(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第百一条の二中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

(中小企業支援法の一部改正)

第二十八条 中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業政策審議会の意見を聴いて」を削り、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「(第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、第一項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、中小企業政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事(同項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。)の意見を求めるものとする。

第四条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「定め、これを」を「定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、」に改める。

第八条第一項中「計画」の下に「があるときは当該計画」を加える。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第二十九条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

(地域産業資源の内容の指定)

第四条 都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源であつて、当該都道府県において当該地域産業資源を用いて行われる地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化が図られると見込まれるものの内容を定めることができる。

2 都道府県知事は、前項の地域産業資源の内容を定め、又はこれを変更したときは、遅滞

なく、これを公表するとともに、主務大臣に通知しなければならない。

第五条 削除

第六条第四項第一号中「認定基本構想に記載された」を「第四条第一項の規定により定められた」に改め、同条に次の一項を加える。

5 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第七条第三項中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改める。

第十六条第二項中「第四条第一項、第三項、第五項第三項において準用する場合を含む。」及び第四項(第五条第三項において準用する場合を含む。)並びに第五条第一項及び第二項を「第四条第二項」に改め、同条第三項中「第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)」及び第四項(第七条第三項において準用する場合を含む。)」を「同条第二項、第四項及び第五項(これらの規定を第七条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正)

第三十条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を削り、第十三号を第十号とする。

第二十八条第二項中「第五条第二項第十一号」を「第五条第二項第九号」に改める。

第七章 国土交通省関係

(港灣法の一部改正)

第三十一条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「(第九條第二項)を」又は第八項(これらの規定を第九條第二項)に、「により認可」を「による同意又は届出」に改める。

第四条第三項中「且つ」を「かつ」に、「関係地方公共団体より」を「関係地方公共団体から」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は、一月を下ることができない。

第四条第四項中「前項」を「次の各号に掲げる港灣において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、前項に、「関係地方公共団体より同項の規定による」を「関係地方公共団体から同項の」に、「又は同項」を、「又は同項」に、「議定」を「議定」に改め、「港務局を設立しようとする関係地方公共団体は」及び「左の区分により」を削り、「手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ」ところにより、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければ」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 重要港灣 国土交通大臣
- 二 避難港であつて都道府県が港務局の設立に加つてゐるもの 国土交通大臣
- 三 前号に掲げるもの以外の避難港 予定港灣区域を地先水面とする区域とする

都道府県を管轄する都道府県知事

第四条第五項中「指定される海岸保全区域」の下に「の全部又は一部を含む港灣区域」を加え、「認可」を「同意」に改め、「港灣区域について」を削り、「河川管理者」を「河川法第七条に規定する河川管理者に、「海岸管理者」を「海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に、「定のあるもの」を「定めのあるもの」に、「こえない」を「超えない」に、「認可」を「同意」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定の」を「定め」に、「こえる」を「超える」に、「こえて認可する」を「超えて同意をする」に改め、同条第十項中「都道府県知事」を「都道府県知事は」に、「処分をした」を

「同意をしたとき若しくは第八項の規定による届出があつた」に、「調停」を「規定による調停」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項の」を「第十項の規定による」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「協議」を「規定による協議」に、「第四項の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事を」次の各号に掲げる争いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 重要港灣に係る争い 国土交通大臣
- 二 地方港灣に係る争いであつて都道府県が争いの当事者であるもの 国土交通大臣
- 三 前二号に掲げるもの以外の港灣に係る争い 予定港灣区域を地先水面とする区域とする

区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

第四条第七項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

- 7 避難港以外の地方港灣において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港灣区域として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該港灣区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、かつ、港則法に基づく港の区域の定めのあるものについてはその区域を超えないものを定めなければならない。ただし、同法に基づく港の区域の定めのある港灣について、経済的に一体の港灣として管理運営するために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域を超えることがやむを得ないときは、当該港の区域を超えた区域を定めることができる。

8 前項の関係地方公共団体は、第三項の期間内に他の関係地方公共団体から同項の意見の申出がなかつたとき、又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を経て

同意をしたとき若しくは第八項の規定による届出があつた」に、「調停」を「規定による調停」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項の」を「第十項の規定による」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「協議」を「規定による協議」に、「第四項の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事を」次の各号に掲げる争いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

調つたときは、港務局の港湾区域について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(都道府県が港務局の設立に加わっていない場合)にあつては、当該港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事)に届け出なければならぬ。

9 前項の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区域又は海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域の全部又は一部を含む予定港湾区域について、あらかじめ、当該河川を管理する河川法第七条に規定する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者に協議しなければならない。

第九条の見出し中「公告」を「公衆等」に改め、同条第二項中「第六項」を「第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第四条第八項の規定による変更の届出があつた港湾区域が同条第七項の規定に違反しているとき、当該届出を行つた港務局に対し、港湾区域を変更すべきことを求めることができる。

4 港務局は、前項の規定による要求があつたときは、遅滞なく、港湾区域について、必要な変更を行わなければならない。

第三十三条第二項中「第十項」を「第十三項」に、「第六項」を「第九項」に、「又はその変更について認可を受けた」を定め、又はこれを変更したに改める。

第五十四条の三第三項中「港湾管理者は」の下に、「第一項の認定の申請に係る特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものである場合において」を加え、同項に次の各号を加える。

一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設
二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規

定する行政財産である港湾施設

第五十四条の三第四項中「第六項」を「第七項の規定による」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項の規定により港湾管理者」を「第七項の規定により港湾管理者」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 港湾管理者は、第二項の認定(第三項の規定により国土交通大臣の同意を得たものを除く)をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

第六十条第一号中「第四条第四項第一号」を「第四条第四項」に、「規定による港湾区域の認可」を「同意(重要港湾に係るものに限る)」に改め、同条第二号中「第四条第九項」を「第四条第十二項」に改める。

第六十条の五中「並びに第九項及び第十項」を「第八項第九項第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。」並びに第十二項及び第十三項に、「含む。」並びに「を(含む)」、第九条第三項並びに「認可」を「同意」に、「ものに限る」を「ものに限り、同条第八項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県が行う届出に関するものを除く」に改める。

第三十二条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項及び第二項中「定める」の下に「基準を参酌して事業主体が条例で定める」を加える。
第二十三条を次のように改める。

(入居者資格)

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に
イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合
入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額
ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

第二十四条第二項中「前条第二号ロに掲げる」を「第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げ」に、「同条各号(老人等)にあつては、同条第二号及び第三号」を「前条各号」に改め、「なお」を削る。

第二十七条第五項中「親族」の下に「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む」を加える。

附則第十五項を削る。

附則第十六項中「前項」を「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内」に改め、同項を附則第十五項とする。(道路法の一部改正)

第三十三条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「且つ、左の各号の一」を「かつ、次の各号のいずれかに」に改め、同項第五号中「一」に規定するを「いずれかに該当する」に改め、同項第六号中「を除く外」を「のほか」に改め、同条第三項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第六項中「基いて」を「基づいて」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事が第一項の規定により路線を認定し、又は国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をするに当たつては、当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成することとなる地方的な幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となつてこれらの機能を十分に発揮することができるよう配慮しなければならない。

第十条第二項中「代るべき」を「代わるべき」に、「代えを」を「代えて」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第三十条第一項中「道路の構造の」を「高速自動車国道及び国道の構造の」に、「道路の種類」とに左の各号の「を」に「次に」に改め、同項第十一号中「を除く外、道路を」のほか、高速自動車国道及び国道に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車荷重に対し必要な強度

第三十条第一項中第九号を第十号とし、第六

号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「こう配」を「勾配」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 通行する自動車の種類に関する事項

第三十条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第十二号」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。)は、政令で定める。

第三十条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

第四十五条に次の一項を加える。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。第七十四条の見出しを「(国土交通大臣の認可)に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十九条第一項後段を削る。

(海岸法の一部改正)

第三十四条 海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「主務大臣の承認を受けなければ」を、「主務大臣に協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第三項中「承認を」同意に、「こえない」を「超えない」に改める。

(下水道法の一部改正)

第三十五条 下水道法(昭和三十三年法律第七十

九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第七項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第八項中「同意をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改める。

第四条の見出しを「(事業計画の策定)」に改め、同条第一項を次のように改める。

前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

第四条第二項中「認可をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改め、「あらかじめ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事(都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつては、国土交通大臣)に協議しなければならない。

第四条に次の三項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、都道府県である公共下水道管理者は、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において公共下水道の事業計画を定めようとするときは、同項の規定による協議をすることを要しない。

この場合において、当該公共下水道管理者は、事業計画を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとす

る。

6 前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)につ

いて準用する。

第六条の見出しを「(事業計画の要件)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

第二十五条の三の見出しを「(事業計画の策定)」に改め、同条第一項中「定め、国土交通大臣の認可を受けなければ」を「定めなければならない」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、

「流域下水道管理者が第一項の認可を受けた」を「流域下水道の」に改め、「をしようとする場合」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項の認可」を「第二項の規定による協議」に、「しようとする」を「受けた」に改め、「あらかじめ」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、都道府県である流域下水道管理者は、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において流域下水道の事業計画を定めようとするときは、同項の規定による協議をすることを要しない。

この場合において、当該流域下水道管理者は、事業計画を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとす

る。

第二十五条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 流域下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、国土交通大臣(市町村が設置する流域下水道の事業計画で政令で定めるものにあつては、都道府県知事に)協議しなければならない。

第二十五条の五の見出しを「(事業計画の要件)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第二十五条の三第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

第四十二条第一項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

(河川法の一部改正)
第三十六条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第七号(の一部)を削り、同条第一項中「とあるのは」を「都道府県知事」との下に、「第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」とを加える。

(都市計画法の一部改正)

第三十七条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画(政令で定める軽易なものを除く。）」又はを削る。

第十九条第三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議し、その同意を得なければ」に改め、同項の後段として次のように加える。

この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

第八十七条の二第二項中「都道府県知事」の下に「に協議しなければ」を、「国土交通大臣」の下に「に協議し、その同意を得なければ」を加える。

(国土利用計画法の一部改正)

第三十八条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九十条第十項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第十二項中「同意をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改める。

第八章 環境省関係

(大気汚染防止法の一部改正)

第三十九条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同項第五号中「及び方途」を削り、同項に次の一号を加える。

六 計画の達成の方途

第五条の三第三項中「あらかじめ」の下に「第一項第四号及び第五号に係る部分について」を加え、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

(自然環境保全法の一部改正)

第四十条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九条を削り、第五十条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国等に関する特例)

第五十条 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行う行為に関する特例については、第三十条において準用する第二十一条の規定の例による。

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第四項中「同意をしようとする」を「協議を受けたに、議を経なければ」を「意見を聴かなければ」に改める。

(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)

第四十二条 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第四号中「及び方途」を削り、同項に次の一号を加える。

五 計画の達成の方途

第十一条第三項中「あらかじめ」の下に「第一項第三号及び第四号に係る部分について」を加え、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一條、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第三十九條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第六條、第十一條、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條から第二十條まで、第二十六條、第二十九條、第三十二條、第三十三條(道路法第三十條及び第四十五條の改正規定に限る。)、第三十五條及び第三十六條の規定並びに附則第四條から第七條まで、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十條第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第三十七條、第三十八條、第四十條及び第四十三條の規定 平成二十三年四月一日

三 第三條の規定及び附則第四十二條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二條の規定並びに附則第二十九條及び第

四十一条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日の翌日のいずれか遅い日

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法第四十条第三項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。の規定によりされている協議の申出を含む。の規定によりされている協議の申出を含む。の規定による改正後の災害対策基本法第四十条第三項(同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。の規定によりされた報告とみなす。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第九条の規定による改正前の学校教育法第四十条第一項の規定によりされている市町村の設置する幼稚園に係る認可の申請は、第九条の規定による改正後の学校教育法第四十条の二の規定によりされた届出とみなす。

2 この法律の施行前に第九条の規定による改正前の学校教育法第十三条の規定によりされた市町村の設置する幼稚園に係る閉鎖命令は、第九条の規定による改正後の学校教育法第十三条第二項の規定において準用する同条第一項の規定によりされた閉鎖命令とみなす。

(保育所に係る居室の床面積の特例)

第四条 都道府県が第十三条の規定による改正後の児童福祉法(附則第七条及び第四十三条において「新児童福祉法」という。第四十五条第一項の規定により条例を定めるに当たっては、保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 第十六條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同條の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項において「新職業能力開発促進法」という。第十五條の六第一項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。

2 第十六條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第十五條の六第三項の規定に基づく都道府県(新職業能力開発促進法第十六條第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。の条例が制定施行されるまでの間は、新職業能力開発促進法第十五條の六第三項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 厚生労働大臣は、第十八條の規定による改正後の介護保険法(次項及び附則第四十三條において「新介護保険法」という。第七十四條第三項、第七十八條第四項、第八十八條第三項、第九十七條第四項、第一百十條第三項、第一百五條の四第三項及び第一百五條の十四第三項の厚生労働省令で定める基準を定めようとするときは、第十八條の規定の施行の日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

2 第十八條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

新介護保険法第四十二条第一項第二号	新介護保険法第四十二条第二項
新介護保険法第五十四条第一項第二号	新介護保険法第五十四条第二項
新介護保険法第七十四条第一項及び第二項	新介護保険法第七十四条第三項
新介護保険法第七十八条の四第一項及び第二項	新介護保険法第七十八条の四第三項
新介護保険法第八十八条第一項及び第二項	新介護保険法第八十八条第三項
新介護保険法第九十七条第一項から第三項まで	新介護保険法第九十七条第四項
新介護保険法第一百十條第一項及び第二項	新介護保険法第一百十條第三項
新介護保険法第一百五條の四第一項及び第二項	新介護保険法第一百五條の四第三項
新介護保険法第一百五條の四第一項及び第二項	新介護保険法第一百五條の四第三項

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
 第七条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項	新児童福祉法第二十四条の十二第三項
新児童福祉法第四十五条第一項	新児童福祉法第四十五条第二項
第十五条の規定による改正後の老人福祉法(以下この表及び附則第四十三条において「新老人福祉法」という。)第十七条第一項	新老人福祉法第十七条第二項
第十九条の規定による改正後の障害者自立支援法(以下この表及び附則第四十三条において「新障害者自立支援法」という。)第三十条第一項第二号イ及びロ	新障害者自立支援法第三十条第二項
新障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項	新障害者自立支援法第四十三条第三項
新障害者自立支援法第四十四条第一項及び第二項	新障害者自立支援法第四十四条第三項
新障害者自立支援法第八十条第一項	新障害者自立支援法第八十条第二項
新障害者自立支援法第八十四条第一項	新障害者自立支援法第八十四条第二項

(森林病虫害等防除法の一部改正に伴う経過措置)
 第八条 第二十二條の規定の施行前に同條の規定による改正前の森林病虫害等防除法第七條の三

第三項の規定により協議の申出があった都道府県防除実施基準の策定又は変更については、なお従前の例による。
 2 第二十二條の規定の施行前に同條の規定によ

る改正前の森林病虫害等防除法第七條の五第二項の規定により協議の申出があった高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、なお従前の例による。
 (漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)
 第九条 この法律の施行前に第二十三條の規定による改正前の漁港漁場整備法第六條第七項の規定によりされた認可の申請に係る漁港の区域の指定又はその変更については、なお従前の例による。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
 第十条 第二十七條の規定の施行前に同條の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律(以下この条において「旧団体法」という。)の規定によりされた命令、認可又は承認に係る旧団体法第一百一条の二第二項の通知については、なお従前の例による。

2 第二十七條の規定の施行前に旧団体法第一百一条の二第三項の規定によりされた協議の申出に係る命令、認可若しくはその取消し又は勧告については、なお従前の例による。
 (中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置)
 第十一条 第二十八條の規定の施行前に同條の規定による改正前の中小企業支援法(以下この条において「旧支援法」という。)第三條第三項の規定により通知された同條第一項の計画に基づく旧支援法第四條第一項の計画の作成及び届出については、なお従前の例による。

2 第二十八條の規定の施行前に旧支援法第四條第一項の規定による届出があった計画(第二十八條の規定の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により届出があった計画を含む)は、第二十八條の規定による改正後の中小企業支援法第四條第一項の規定による届出があった計画とみなす。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 第二十九條の規定による改正後の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(以下この条において「新地域産業資源活用事業促進法」という。)第四條第一項の規定により地域産業資源の内容が定められるまでの間は、第二十九條の規定の施行の際に同條の規定による改正前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(以下この条において「旧地域産業資源活用事業促進法」という。)第四條第一項の認定を受けた基本構想(旧地域産業資源活用事業促進法第五條第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に定められている地域産業資源の内容は、新地域産業資源活用事業促進法第四條第一項の規定により定められた地域産業資源の内容とみなす。

2 第二十九條の規定の施行前に旧地域産業資源活用事業促進法第四條第一項の認定又は旧地域産業資源活用事業促進法第五條第一項の規定による変更の認定を受けた基本構想に係る旧地域産業資源活用事業促進法第四條第五項(旧地域産業資源活用事業促進法第五條第三項)において準用する場合を含む)の規定による公表については、なお従前の例による。

(港湾法の一部改正に伴う経過措置)
 第十三條 第三十一條の規定の施行前に同條の規定による改正前の港湾法(以下この条において「旧港湾法」という。)第四條第四項(旧港湾法第九條第二項及び第三十三條第二項)において準用する場合を含む。次項において同じ)の同意があった港湾区域とみなし、避難港以外の地方港湾については新港湾法第四條第八項(新港湾法第九條第二項及び第三十三條第二項)において準用する場合を

含む。次項において同じ)の同意があった港湾区域とみなし、避難港以外の地方港湾については新港湾法第四條第八項(新港湾法第九條第二項及び第三十三條第二項)において準用する場合を

含む。次項において同じ。の規定による届出があつた港湾区域とみなす。

2 第三十一条の規定の施行の際現に旧港湾法第四條第四項の規定によりされている認可の申請は、重要港湾及び避難港に係るものにあつては新港湾法第四條第四項の規定によりされた協議の申出と、避難港以外の地方港湾に係るものにあつては同条第八項の規定によりされた届出とみなす。

3 第三十一条の規定の施行の際現に旧港湾法第五十四條の三第三項の規定によりされている同意の申請であつて、新港湾法第五十四條の三第三項各号に掲げる港湾施設を含まない特定埠頭に係るものは、同条第五項の規定によりされた通知とみなす。

(公営住宅法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第三十二條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の公営住宅法(以下この条において「新公営住宅法」という。)第五條第一項又は第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同条第一項又は第二項の国土交通省令で定める基準は、同条第一項又は第二項の条例で定める整備基準とみなす。

2 第三十二條の規定の施行の際現に工事中の公営住宅又は共同施設については、新公営住宅法第五條第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第三十二條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公営住宅法第二十三條第一号の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、公営住宅の入居者の資格については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、第三十二條の規定による改正前の公営住宅法第二十三條中「次の各号の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者(次条第二項において「老人等」という。)にあつては、第二号及び第三号」とあるのは、「第

二号及び第三号」とする。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 第三十三條の規定(道路法第三十條及び第四十五條の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十三條の規定による改正後の道路法(以下この条において「新道路法」という。)第三十條第四項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の政令で定める基準は、当該条例で定める技術的基準とみなす。

2 第三十三條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新道路法第四十五條第三項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の規定は、適用しない。

(海岸法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 この法律の施行の日前に第三十四條の規定による改正前の海岸法第二十七條第二項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第三十四條の規定による改正後の海岸法第二十七條第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 第三十五條の規定の施行前に同条の規定による改正前の下水道法(以下この条において「旧下水道法」という。)第四條第二項(同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は第二十五條の三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定が適用される事業計画にあつてはそれぞれ規定による協議を行ったものと、新下水道法第四條第四項(同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は第二十五條の三

第五項(同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定が適用される事業計画にあつてはそれぞれの規定による届出をしたものとみなす。

2 第三十五條の規定の施行の際現に旧下水道法第四條第一項又は第二十五條の三第一項の規定によりされている認可の申請は、新下水道法第四條第二項又は第二十五條の三第二項の規定が適用される事業計画に係るものにあつてはそれぞれ規定によりされた協議の申出と、新下水道法第四條第四項又は第二十五條の三第五項の規定が適用される事業計画に係るものにあつてはそれぞれ規定によりされた届出とみなす。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 第三十六條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の河川法第百條第一項において準用する同法第十三條第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の政令で定める基準は、当該条例で定める技術的基準とみなす。

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 第三十七條の規定による改正前の都市計画法(以下この条において「旧都市計画法」という。)第八十七條の二第一項の規定により指定する大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画の決定又は変更の手續のうち、第三十七條の規定の施行前に旧都市計画法第八十七條の二第四項の規定によりされた意見の聴取又は第三十七條の規定の施行の際現に同項の規定によりされている意見の聴取の申出は、それぞれ同条の規定による改正後の都市計画法(以下この条において「新都市計画法」という。)第十九條第三項(新都市計画法第二十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定によりされた協議又は協議の申出とみなす。

第二十條 この法律の施行の際現に第三十九條の規定による改正前の大気汚染防止法第五條の三第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第三十九條の規定による改正後の大気汚染防止法第五條の三第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされた協議の申出とみなす。

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 この法律の施行の際現に第四十一條の規定による改正前の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の削減等に関する特別措置法第七條第三項(同条第六項及び同法第九條第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第四十一條の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七條第三項(同条第六項及び同法第九條第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた協議の申出とみなす。

(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 この法律の施行の際現に第四十二條の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法第十一條第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第四十二條の規定による改正後のダイオキシン類対策特別措置法第十一條第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされた協議の申出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十三條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十条 健康保険法等の一部を改正する法律
(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十六条のうち介護保険法第一百五十五条の三
十二第一項の改正規定中「第一百十条第五項」を
「第一百十条第六項」に改める。

(株式会社企業再生支援機構法の一部改正)
第四十一条 株式会社企業再生支援機構法平成
二十一年法律第六十三号)の一部を次のように
改正する。

第六十七条第二項中「第九条第十項」を「第九
条第十一項」に改める。

(検討)

第四十二条 政府は、第三条の規定の施行後三年
以内に、同条の規定による改正後の内閣府設置
法第四十一条第三号の三に規定する地域主権
改革(以下この条において「地域主権改革」とい
う。)の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案
し、地域主権改革を更に進める観点から、地域
主権戦略会議の所掌事務及び組織その他の地域
主権改革に係る体制について検討を加え、その
結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす
る。

第四十三条 政府は、新児童福祉法第二十四条の
十二及び第四十五条、新老人福祉法第十七条、
新介護保険法第四十二条、第五十四条、第七十
四条、第七十八条の四、第八十八条、第九十七
条、第一百十条、第一百五十五条の四及び第一百五
条の十四、新障害者自立支援法第三十条、第四十
三条、第四十四条、第八十条及び第八十四条並
びに第二十条の規定による改正後の就学前の子
どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推
進に関する法律第三条の規定並びに附則第四条
の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定
に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の
行政機関の長が定める基準の在り方について検
討を加え、必要があると認めるときは、その結
果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国と地方の協議の場に関する法律案
国と地方の協議の場に関する法律
(目的)

第一条 国と地方の協議の場(以下「協議の場」と
いう。)は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の
企画及び立案並びに実施について、関係各大臣
並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市
長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長
の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もつ
て地域主権改革(内閣府設置法(平成十一年法律
第八十九号)第四条第一項第三号の三に規定す
る地域主権改革をいう。)の推進並びに国及び地
方公共団体の政策的効果的かつ効率的な推進を
図ることを目的とする。

(構成及び運営)

第二条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成
する。

一 内閣官房長官

二 内閣府設置法第二十五条の二第二項に規定
する地域主権改革担当大臣

三 総務大臣

四 財務大臣

五 前各号に掲げる者のほか、国務大臣のうち
から内閣総理大臣が指定する者

六 都道府県知事の全国的連合組織(地方自治
法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十
三条の三第一項に規定する全国的連合組織で
同項の規定による届出をしたものをいう。以
下同じ。)を代表する者 一人

七 都道府県議会の議長の全国的連合組織を代
表する者 一人

八 市長の全国的連合組織を代表する者 一人

九 市議会の議長の全国的連合組織を代表する
者 一人

十 町村長の全国的連合組織を代表する者 一
人

十一 町村議会の議長の全国的連合組織を代表
する者 一人

十二 協議の場に、議長、議長代行及び副議長を

置く。

十三 議長及び議長代行は、第一項第一号から第五
号までに掲げる者のうちから、内閣総理大臣が
指定する者をもって充てる。

十四 副議長は、第一項第六号から第十一号までに
掲げる者が互選した者をもって充てる。

十五 議長は、協議の場を主宰するほか、この法律
の規定によりその権限に属させられた事項を処
理するものとする。

十六 議長代行は、議長に事故があるとき又は議長
の委任を受けたときは、その職務を代行する。

十七 副議長は、議長及び議長代行を補佐し、議長
及び議長代行に事故があるときは、その職務を
代行する。

十八 議長は、必要があると認めるときは、国務大
臣又は全国的連合組織の指定する地方公共団体
の長若しくは議会の議長であつて議員(第一項
各号に掲げる者をいう。以下同じ。)でないもの
を、議案を限つて、臨時に協議の場に参加させ
ることができる。

十九 副議長は、必要があると認めるときは、議長
に対し、全国的連合組織の指定する地方公共団
体の長又は議会の議長であつて議員でないもの
を、議案を限つて、臨時に協議の場に参加させ
よう求めることができる。

二十 内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し
発言することができる。
(協議の対象)
第二十三条 協議の場において協議の対象となる事項
は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。
一 国と地方公共団体との役割分担に関する事
項
二 地方行政、地方財政、地方税制その他の地
方自治に関する事項
三 経済財政政策、社会保障に関する政策、教
育に関する政策、社会資本整備に関する政策
その他の国の政策に関する事項のうち、地方
自治に影響を及ぼすと考えられるもの
(招集等)

第四条 内閣総理大臣は、毎年度、議長が協議の
場に諮つて定める回数、協議の場を招集する。
ただし、内閣総理大臣は、協議の必要があると
認めるときは、臨時に協議の場を招集すること
ができる。

2 前項の協議の場の招集は、協議すべき具体的
事項を示してしなければならない。

3 議員は、前条に規定する事項について協議す
る必要があると思料するときは、内閣総理大臣
に対し、協議すべき具体的事項を示して、協議
の場の招集を求めることができる。
(分科会)

第五条 議長は、協議の場における協議に資する
ため、分科会を開催し、特定の事項に関する調
査及び検討を行わせることができる。

2 議員(議長である議員を除く)は、協議の場
における協議に資するため必要があると思料す
るときは、議長に対し、前項の分科会の開催を
求めることができる。

3 第一項の分科会の開催、構成及び運営に関し
必要な事項は、議長が協議の場に諮つて定め
る。
(資料提出の要求等)

第六条 議長は、協議の場における協議又は分科
会における調査及び検討のため必要があると認
めるときは、関係行政機関の長並びに関係地方
公共団体の長及び議会の議長に対し、資料の提
出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め
ることができる。

2 前項に定めるもののほか、議長は、協議の場
における協議又は分科会における調査及び検討
のため特に必要があると認めるときは、協議の
対象となる事項に関し意見を有する者に対し、
必要な協力を依頼することができる。
(国会への報告)

第七条 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協
議の場における協議の概要を記載した報告書を
作成し、国会に提出しなければならない。

2 前項の報告書の作成に関し必要な事項は、議

第二部 総務委員会会議録第十号 平成二十二年四月八日【参議院】
二九

長が協議の場に諮って定める。

(協議の結果の尊重)

第八条 協議の場において協議が調った事項については、議員及び第二条第八項の規定により協議の場に参加した者は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第九条 協議の場の運営に要する経費は、政府及び全国的連合組織の負担とする。

(雑則)

第十条 この法律に定めるもののほか、協議の場の運営に關し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(調整規定)

2 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律(平成二十二年法律第 号)第三条の規定の施行の日以前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第一条及び第二条第一項第二号の規定の適用については、第一条中「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第一項第三号の三に規定する地域主権改革をいう」とあるのは「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革をいう。以下同じ」と、第二条第一項第二号中「内閣府設置法第二十五条の二第二項に規定する地域主権改革担当大臣」とあるのは「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、地域主権改革に關する事務を掌理する職にあるもの」とする。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

「 第四節 全部事務組合

第五節 役場事務組合

第六節 雑則

第四章 財産区

目次中 第五章 地方開発事業団 を「 第四章

第一節 総則

第二節 組織等

第三節 財務

第四節 雑則

節 雑則

「 財産区」に改める。

第一条の三第三項中、「財産区及び地方開発事業団を」と及び「財産区」に改める。

第二条第三項ただし書を削り、同条第四項を次のように改める。

市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないこと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

第七十四条第五項の次に次の一項を加える。

選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者(以下この項において「代表者」という。)となり、又は代表者であることができる。

一 公職選挙法第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者

二 道府県に係る請求があつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後

に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。)の区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

第七十四条の四第四項の次に次の一項を加える。

条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員若しくは職員

二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

第七十五条第五項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内(道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替へるものとする。

第九十条第四項中「第一項を」「前項」に改め、同条第五項中「前二項を」「前項」に改め、同条第九項中「第六項を」「第四項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九十一条第四項中「第一項を」「前項」に改め、同条第五項中「前二項を」「前項」に改め、同条第十項中「第七項を」「第五項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九十六条第二項中「に係るもの」の下に「にあつては、国の安全に關することその他の事由により議会の議決すべきものとする」が適當でないものとして政令で定めるもの」を加える。

第二百五十八条第三項を削る。

第二百十九条の見出し中「報告」を削り、同条第二項中「これを都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ」を削る。

第二百三十三条第六項中「決算をその認定に關する議会の議決及び第三項の規定による監査委員の意見と併せて、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、

同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替へるものとする。

第八十一条第二項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改める。

第八十六条第四項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内(道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替へるものとする。

第九十条第四項中「第一項を」「前項」に改め、同条第五項中「前二項を」「前項」に改め、同条第九項中「第六項を」「第四項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九十一条第四項中「第一項を」「前項」に改め、同条第五項中「前二項を」「前項」に改め、同条第十項中「第七項を」「第五項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九十六条第二項中「に係るもの」の下に「にあつては、国の安全に關することその他の事由により議会の議決すべきものとする」が適當でないものとして政令で定めるもの」を加える。

第二百五十八条第三項を削る。

第二百十九条の見出し中「報告」を削り、同条第二項中「これを都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ」を削る。

第二百三十三条第六項中「決算をその認定に關する議会の議決及び第三項の規定による監査委員の意見と併せて、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、

同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替へるものとする。

第八十一条第二項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改める。

第八十六条第四項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内(道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替へるものとする。

第九十条第四項中「第一項を」「前項」に改め、同条第五項中「前二項を」「前項」に改め、同条第九項中「第六項を」「第四項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九十一条第四項中「第一項を」「前項」に改め、同条第五項中「前二項を」「前項」に改め、同条第十項中「第七項を」「第五項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九十六条第二項中「に係るもの」の下に「にあつては、国の安全に關することその他の事由により議会の議決すべきものとする」が適當でないものとして政令で定めるもの」を加える。

第二百五十八条第三項を削る。

第二百十九条の見出し中「報告」を削り、同条第二項中「これを都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ」を削る。

第二百三十三条第六項中「決算をその認定に關する議会の議決及び第三項の規定による監査委員の意見と併せて、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、

同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替へるものとする。

第八十一条第二項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改める。

第八十六条第四項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第二十七條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中、「広域連合、全部事務組合及び役場事務組合並びに同法第二百九十八條第一項の地方開発事業団を」及び「広域連合」に改める。

(老人福祉法の一部改正)
第二十八條 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第二十条の八第一項中、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して」を削る。

第三十四条中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)を加える。
(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第二十九條 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「並びに同法第二百九十八條第一項の地方開発事業団」を削る。
(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正)
第三十條 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「第二百三十八條の六第一項」の下に「同法」を加え、「並びに第二百九十六條の五第二項」を削る。
(都市計画法の一部改正)
第三十一條 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の二第二項中、「都道府県」を「若しくは都道府県」に改め、「全部事務組合、役場事務組合」及び「若しくは都道府県、指定都市

等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団」を削る。
(障害者基本法の一部改正)
第三十二條 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ」を削る。
第二十六條第一項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)を加える。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)
第三十三條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
第七條第十二項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)を加える。
(国土利用計画法の一部改正)
第三十四條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「ともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即するものでなければならぬ」を「ものとする」に改める。
第四十四條中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)を加える。
(農業経営基盤強化促進法の一部改正)
第三十五條 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六條中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。
第十一條の九第一項中「第六條第六項」を「第六條第五項」に改め、「地方自治法」の下に「(昭和二十二

年法律第六十七号)を加える。
(電気通信事業法の一部改正)
第三十六條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中「第六條第六項」を「第六條第五項」に改め、「地方自治法」の下に「(昭和二十二

年法律第六十七号)を加える。
(電気通信事業法の一部改正)
第三十六條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三百三十條第四項中、「全部事務組合のある地にあつては「全部事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」と」を削る。
(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)
第三十七條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七條中、「全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に」を削る。
(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)
第三十八條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項中、「かつ、地方自治法第二條第四項の基本構想に即し」を削る。
(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)
第三十九條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第五項中、「かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し」を削る。
第二十四條中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)を加える。
(沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第四十條 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二百二

号)の一部を次のように改正する。
第十二條中「並びに関係市町村の建設に関する基本構想」を削る。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)
第四十一條 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第九條第三項中、「かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し」を削る。
第三十六條第一項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)を加える。
(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)
第四十二條 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第六條第三項中「当該市町村の建設に関する基本構想又は」を削る。
(都市再生特別措置法の一部改正)
第四十三條 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
第四十六條第十二項中、「かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し」を削る。
第六十條中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)を加える。
(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第四十四條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第五條第三十項中「第七十四條第六項から第八項まで」を「第七十四條第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四條第七項から第九項まで」に改め、「この場合において」の下に「同法第七十四條第六項第一号中「表示をされている者(都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなたった旨の表示をされている者のうち当該市町

村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。とあるのは「表示をされている者」と、同項第三号中「都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九号第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。)の区を含み」とあるのは「第二百五十二条の十九号第一項に規定する」とを加える。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の規定」を「第一項の規定」に、「第八条第三項」を「第八条第二項」に、「第九十条第五項」を「第九十一条第三項」に、「第九十一条第五項」を「第九十一条第二項」に、「第九十一条第五項」を「第九十一条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に、「第八条第六項」を「第八条第五項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第九条第一項ただし書中「前条第五項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、同条第三項中「前条第五項から第七項まで」を「前条第四項から第六項まで」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第五十九条後段を削る。
第六十条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関

し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員若しくは職員

二 沖繩振興開発金融公庫の役員又は職員
(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四十五条 前条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第五十条第三項において準用する新法第七十四条第六項の規定は、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律(以下この条において「旧合併特例法」という。)第四条第一項若しくは第十一項又は第五条第一項若しくは第十五項の代表者である者については、適用しない。

2 前条の規定の施行前に旧合併特例法第八条第八項の規定による同条第一項の協議に係る告示がなされた合併市町村(旧合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。)の議会の議員の定数については、なお従前の例による。
(都市鉄道等利便増進法の一部改正)
第四十六条 都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第十四条第八項中、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項に規定する基本構想に即しを削る。
第二十六条中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)
第四十七条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化

の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項中「第五項を除き」を削り、同条第五項中「第一項の基本的な構想」を「基本構想」に改め、「かつ、地方自治法(第二条第四項の基本構想に即し)を削る。
(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正)
第四十八条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し」を削る。
第十二条第三項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。
(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正)
第四十九条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第五条第九項中「かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し」を削る。
第十五条中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。
(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正)
第五十条 次に掲げる法律の規定中「かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し」を削る。
一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第四項
二 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第九条第三項

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)
第五十一条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第四号二及び三中「又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団」を削る。
(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正)
第五十二条 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項に規定する基本構想に即し」を削る。
(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)
第五十三条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第五条第七項中「当該市町村の建設に関する基本構想(地方自治法(第二条第四項)同法第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。)に規定する基本構想をいう。」に即するとともに「」を削る。

第二部

総務委員会会議録第十号

平成二十二年四月八日

【参議院】

平成二十二年四月十九日印刷

平成二十二年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F